# 鶯宿雑記

百十一
百十二

238
合289
1

ガラス使用

# 鶯宿雑記

[illegible]

238
577
1

ガラス使用

# 鶯宿襍記巻百拾一草稿

## 武士覚悟之書　平士可有覚悟条目

一先常ニ可為覚悟者今日主君ノ出陣急成ニ供ヲスヘキト思フ人ハ常ノ支度肝要之　其一曰先其身ノ着スル品ヽ不残可持事又其二曰下人ニ持スル道具品ニ可有之ヿ其三曰陣小屋ヲ可仕道具品ヽ能弁ヘ可持ヿ其四曰兵粮ノ訳能可弁ヿ其五曰馬ヲ労セヌ分別可有覚悟者之此五ヶ条小事又ニ〆根之之此末覚悟ハ古人物語ヲ以書記者也

一下帯仕様ハサカリヨリ後ニ三ツ結ヒテ一幅ニ〆夫ヨリ二ツニ切サキ両方ヘ取テ前ニテ結ブナリ切サキタル処ハ苧ニテ結ヒ切置ナリ

一戦場ニテ下帯クヽロキ又ハサカル寸ナラスヿ不叶因茲下リノ析下ケル処両方ニ糸ヲ付首ヘ掛ルト云傳アリ此段ハ人ヽ覚悟次才ナリ

桑名城内駒井家蔵

ガラス使用

一帯ノ結目高キ寸ハ鐙ノハスレニ當リテ悪し又シメ直スニ後ロヘハ手ナマ
ハラス故ニ前ニムスフナリ

一下帯ハ麻ヲ吉トス川ヘ入物ニテ干スニ早し股ノスレルヿナし

一股引ノ色々ノ仕様有之縮廣ハヽしタル見物ヨし然氏川水ニ股
ミしタハしテ悪キ由挟スキタルハ股カユクナル由其ハ裎可有之分別ナリ

一重入又裏表附ノ股引ハ平士ハ不宜水ニヌし汚レタル寸洗テ後見苦し
キト云傳ル之裎アルハヌしテノ干カタキヨし縮羽二重ノ濡タルハ股ニ付
悪キヨし第一冬ハ水ニヌしテ悪キヨし

一股引ニ水スキ有アリ冬ハ野風ニ吹スカサしテノ風膚ニ通しハ氣味悪キヨし

一股引ハ木綿ヲ上トスト云傳タリ尤裏ナしニメ又左右ノマチヨリ手ノ入
裎ニクワロキヲしテ揉タルカ吉ロト云

一脚絆ハ見物ハ品〻其人ノ物スキ次第也然氏麻ノ袷脚半ヲ古来ヨ
リ用ルヨし日〻ニヨゴし安し洗ニヨし又早ク干ルモノナリ

一草鞋掛ハ木綿ニ二重ニ裎トカウトノ剌ス処ハカリハ三重ニメ苧ニテ剌ナリ
トゲヌカリカブ等ヲ不通ト云傳フナリ

一草鞋ハ早稲藁ヲ埋タル卅ニ七日ヘ取上ケ苧ノ如クナル程ニ打テ堅ク
カキツメタルカ吉 卅里位ハコタユル者之乳ノ付ヤウハ木綿ツキヲマセテ
カキツクルナリ尤紐長ニメハキヤウハ跡アテノ沼渡リヨし

一ツラヌキト云ハ山中惣テ踏抜ノ可有処用之牛皮ヲ草鞋ノ形ニ大ニ切マ
ハし縁ニヒヽト穴ヲアケ袋ノクヽリノ如ク苧縄ヲ通し足ノカウヘ引カブ
セルヤウニスル之皮袋ヲ引込タル如クノ仕方ナリ但暫ク水ニ浸しオト
ハカサヽしハ履カタし

ガラス使用

一ハキ替草鞋ハ面々ノ腰ニ付ルナリ

一下着ノヿ夏ハ紬ノ一重袖長尺ニ常ノ如ニメ着之ユス麻しタルハ長陣ニハ身ヌレテ悪し中ニ二枚ニ汗ニヌル、皆同前之襟杯ヲ立テ仕ルヿ小手袖ニ仕立ルヿ尤古人モ用ルヨし乍去具足ノ襟ニテサシテ見ユル物ニモアレト申傳ルナリ

一冬着ハ尤綿入ニ仕ル之是又紬ノ類汗ニヌレテモ宜キ由袖ハ小手袖ニ仕ル之長サ脛ノ辺迄ニ仕ル之急時持サル人ハ常ノ羽織ヲ用ル之縮緬濡テモ身ニツカス候ヨし

一下着ハ鎧ノ毛ニマカセ候色吉トし具足ノ引ハスレニ縮ノ色見ル寸ハ敵ノ目當其色ニ付モノ之目ノ行処必ス鎗先モ向モノナリ因是無益ノヿタルヘキヿナリト申傳ルナリ

一帯ハ一幅ノ布ヲ引コキテ用ル之結目高カラヌ様ニ可仕之惣テ下帯ノ結目股引ノ結メ肌着ノ帯ノ結メ一ツ所ヘ揃不申様ニ仕ルヿ習也此三筋ノ帯ノ上ニ佩立ノ紐アリ是ハ股引ノ紐ノ才ニテ留ル習ナリ

一上帯ハ四重ニマハスモノ也真中ニ結切ヲ致し置ヘし何時モ其結切ヲ脇ニ当テ回スヘし留ハ前ニテ結之諸古又ツクバイニメ鉾ヲサゲヘし軍中ノ乍拵之

一小身ノ侍下着不持ノ急時ニ常ノ羽織ヲ下着ニスル寸ハ具足着ル寸先タスキヲ掛ル物し襷ノ結メヲ胸ニ当ルヤウニ仕ル之後ロニテしハエズク悪し前ニテしハシメユルメ自由之古人ノ法之

兼実按ニ箙ノ字不審昔カ兵卒ノ具ト云ハ矛戟利鈹弓矢胡録此ト云云

是ヨリ具足ヲ着スル品也箙弓ヲ持タル侍ハ具ト云テ着しタルハ外ノ様子之是ハ今テノ小具足ノ第一ハ小身侍専用ル品也

一先馬上ノ具足ハ一番ニ腰当是兼切兼ヒ馬ヲ入ルニ着セスメ不叶味方

国立国会図書館　鷺宿雑記 238-1

ガラス使用

馬込ニ或ハ踏シハ子ラレタルニ理多シ二番ニ佩立右ノ勝負ノ寸股ヲナグラレマジキ為之并ニ馬上ノ鐙ハホサキ下リ安ク大形股ニ当ル故ニ必佩立ヲ用ル之依之急ニ下立ニハ踏込ヨシ勝負ニハ板吉ト云傳ル之又板佩立カケハズシ近代初ルヿナレ𪜈両様ヲ兼テ可然カ臑当十王頭モ馬上ノ鐙鞦ヲ取ル寸大方膝ニ当ル故ニ用ル之作ト云箇臑当ハ大将ノナサルヽヿニテ平士ノ用ルヿニ非ス但毎裡ノ臑当吉ハキ様習アリ

一下立ノ繁キ取扱ノ寸ハ佩立臑当ハ不仕ト云傳ル之炎暑者息ツキ難キ寸ハ面頬ノ留ルヲハズシ又カケズ𪜈不苦候由又極寒ハ面頬冷テ言語モトリ難キ寸ハ習有ナリ先佩立ハ走ルニ膝ヲタヽキ悪シ臑当ハ草臥ルヨシト云傳ルナリ

早具足

---

蹈ノ子
不審

一胴ニテ篭手ヲ帯ニ掛置ヿ繰メニ上帯ヲ通シ置ヿ草摺モ掛外シナルヲハ掛置ヿ

一束腰当上帯ニ通シ置ヿ急時ハ夜討夜込ノ外先ツハ無之ヿ之此寸ハ具足ハカリ着可仕之小手ノ仕立ヤウ腕ノ内ケヽリテカイナノ内ハ鞐掛ニ付ル之ホタンニシメハ久ミ指ノ沍エタル寸掛タメシト云傳候

一如此仕立置寸ニ至テ先胴ヲ打カケテ相引ノ小ハセ高紐ヲシメテ上帯ヲ仕ル之繰メニ付置タル故サシウツムク危モナク帯ヲ仕ル之又帯ノ跡先モ極リタル故ニ早引回スナリ揩ト雖モカマヒナキ之帯ハ踊リ上リテ一メツヽメテ回スモノ之帯地麻ノ一幅引コキテ用ル之結目ハ前結之一幅ノ麻ヲ代衣グケニスルナリ引コキタルハ子ヂレコブタツナリ

一此次ニ陳刀脇差也兼テ一束腰当帯ニ付置之佩ヿ早シ指替ヲ下人ニサヽスル之折タル寸ノ為ナリ

一此次ニカウカウ草鞋ナリ

ガラス使用

余卸按緡ノ字不審（或ハ鍬ノ字ノ誤リカ）

## 甲冑

一緡笠ツケ宜常ニ仕掛置テ冑ヲ抱キ双ノ紋ヲ一度ニ引ト早クシマルナリ

一冑ヲ仰向置之取ヤウハ両手ニテ眉庇ヲ取之両ノ大指ニテ双ノ紋ノ余ヲオサヘテカフルナリ冑ユルマス

一右ノ段ニ着メ其終ニ双ノ小手ヲ指之指ヤウ大指人サシ指ト輪ヲ掛ルナリ

一置袖ハ押前計ト云傳候一戦ノ才モ其人ノ心次才ニ可掛ヿ之掛候ナラハ兼テ小手ト一ツニ付置ヘシ又急時ニモアラハ小手小腕ノ紋ノ小ハセヲ掛ヘシ或ハ冑ヲ着セサル前ニ面頬ヲ頭ニカケノ緒ニテ頭ヘ掛置冑ヲカフルヘシ実ニ気ハ甚ニテ云カタキ寸ハ小手ニテ拭ヲ頤ヨリ頬ノカタヘシキナ掛ルナリ古ヨリノ習ナリ

一役小旗ハ早貝ノ時ハ前方ヨリ指テ置之陣小屋ニテハ難弁ヿ之等小旗ヲサシテ門ヲ過ルヿ成程タリカヘリ通ルヘシウツムク程旗ハ直ニ立テツカ立ル之大形竿折ル之反シハ靡キテツカヘズツカヘタリト云𪜈シハリテ不折ナリ

## 押備

一或ハ二行或ハ一行也遠国ノ一城天下ノ御成敗ノ寸ハ敵地或ハ二日路同地一日路迄ハ鎧ヲ不著乱世勢ニ集メ遠ヲ襲フ寸ハ其身ノ城下ヨリ鎧ナリ

一出陣ノ前禁制并三ノ備定行列ホ其定有テ出馬之押様ハ其御大将御心次才又其一将ノ所存ニヨリテ替ヘシ其定ノ法ヲ能弁ヘ知テ可守ナリ

一行列ノ寸馬ハハリ并皆ヲ弁寸ハ惣ノ下人ハ行列ニ遣之其身馬取鎧ハカリニテ引下リ用叓相違之追付本ノ行列ニ集之ナリ大軍ノ寸ハ歩行ナカラ小便ヲモ仕ル法ナリ

一押備ハ先ツ一番貝ニテ目ヲサマシ二番貝ニテ飯ヲ喰三番貝ニテ虎口ヘ出張

ガラス使用

一番太鼓ニテ先勢押出シ二番太鼓ニテ二ノ先勢押出シ三番太鼓ニテ脇備四番太鼓ニテ御旗本押出スナリ五番ニ後備六番ニシマリノ備七番ニ小荷駄備ナリ段々ニ相図ハ御大府次才ノ法ハ先ツ如此ナリ

一遠国其城ヲ攻ルト云寸ハ皆味方地ナル故ニ一日ニ十里余モ押ヿ有ヘシソレ迚モ大軍ハ様子ニヨリ難成サレ𪜈成カタキヿニモ不可有乱国ニハ山川林木ニ心ヲツケ前後ヲ揃ヘ全ク押行寸ハ一日五里七里難行ヿニシテ大軍ヲ引具シ不叶ハ先朝暗キニ不出晩ニ野陣ヲ張寸ハ小屋場ヲ見立テ小屋ノ心ヲナシ薪ヲ取セナト仕ル故ニ未ノ刻ニハ必ス陣所ヲ定ル故ニ遠ク押ヿ不叶ヿニシテ粮ヲ敵ニヨルト云ヿアリ水草林木便リヲ得ト云ヿアリ専可辨ヿナリ

一小屋割ハ陣場奉行仕ルヘシ小屋ハ其地其時ニ随ヒ廣狭有ト云𪜈先主人ハ一坪下人ハ二坪ニ人或ハ三人当ナルヘシ大焼所一坪馬立所一坪ト心得ヘシ是ハ四五日モ逗留ノ小屋ツモリナリ

一一夜ノ野陣ト云ハ又格別ニシ四方鹿垣有モアリ平野ニ陣取伏ト可心得渋紙ヲモ冠リテ漸々一夜ヲ明スナリ嶋原ニテ初テ城近ヘ押寄タル寸モ如此仕去出シ虎落指篇抔ハシツラヒ申シ野陣ノ為ニ常ニ馬筆合羽ヲ用ル由云傳ルナリ

一陣小屋ノ員ハ其内ニ集テ追々陣小屋ヲ掛ヘシ敵ノ方ハ草垣ニモ渋帋張ニモ可仕内ノ方ハ面々ノ幕ヲ升シ先番請初ハ舊所ヲ作ル物ニシ依之セイタ可持是

一風吹ニ吹倒サレスヿ第一ニシ鉤縄ヲ掛ルヘシ大雨ニ内ヘ水入サルヤウニ四方ニ土手ヲ廾ノシ付ルナリ下敷ハ刈コミヲ敷ナリ

一薪ハ青刈ニシ初日ニ多ク取候ヘハ能メヘ𪜈心ノ侭ニ成サル由乍去干場無キモノナリ陣屋ノ上ヘモ廾ナラテ上ラレストナリ

一馬屋立ニテ馬ヲ繋ク物也對陣ノ剋ハ鞍ハ當分ハスシテモ急度付置モノ也馬屋ハ雨ヲ才ヒ寒キ天ニハ風上ヲ厭フ計也乍去是ハ不自由ノ時但ノ能可仕置也

一大将ノ御陣ヘ行タル時ハアシシキノ上ニ可伺公也人ニヨリカクノ筒ニテ泊番仕事有ヘシ竹ヲ二ツニ割渋帋ノ両耳ヘ綴付テ置一方ノ二本竹ヲ地ニサシ又一方ノ二本竹ヲ末ヲタヲメテ地ニサシ其内ニ一宿仕ルヨシ

一私ノ用事有ト云共他ノ陣場ヘ行事人ヲ遣ス事禁法也矢文ホト小屋ノ辺ニ有之則ハ早ミ頭ヘ渡ス古法ナリ

一陣鍋可持事乱世又ハ篭城ニハ地焼ヲ仕リ百姓山中ヘ迯迯ル時鍋ホ捨埋テ吟味方ニ事ヲ欠スルモノ也陣鉈陣鎌鍬鋸世継可持者一草鞋ニ至ヲカク物也可心得由申傳也陣中水汲事小身ハ具足擔ヲ用ルナリ

一陣中馬ノ飼ハ宵ニ煮テ置ヘシ豆ハ糧袋ヘ入テ嗜事秘古事也ト申傳ル也

一先陣ヨリ陣堅メ二陣三陣ト段々ニ陣ヲ取ヘキ陣場奉行小屋大割ヲメ渡スヘシ其内ニ小荷駄モ来ル物也中々早ク陣具モ取事難仕ナリ

一陣拂ト云ハ掛タル小屋ヲ拂ヒ捨ルナリ焼捨ル事モアリ

一陣屋ノ棟ハ続クヤウニ仕ル物也惣鹿垣ト小屋ノ間七間アル物也アケ火ヲ厭フ也

備之事

一一ノ先足軽ヲ立足軽大将後ロニアリテ下知ヲ仕ル也間十四五間モ跡ニ長柄ヲ立奉行続キテ下知仕ル也間三間余有テ惣侍立ル也其次侍大将左右ニ使武者其跡ニ雑人ナリ馬印ハ侍大将ノ前貝太鼓同断旗ハ雑人之前ナリ皆下リ立テ役人ハカリ馬上ナリ

拵之次第

一一番鑓トハ鉄炮ハタヽト打テ長柄打入ト同ク勇士進ミテ名乗掛一番鑓ヲ

ガラス使用

仕ル之此処ニテ鎗付シ太刀合能首ヲ取ヲ鎗下ノ高名ト云之勝負随一ニ沙汰仕之
一一番ヲ争ヒ負タル者必二番鎗ヲ合スルヲ二番鎗ト云ナリ鎗下ノ高
名同断也三番鎗ト云ヿハ無之惣掛リナリ
一両陣戦テ退キ備ヲナシタル寸カ又両陣勝負未決内ニ双方ヨリ見分
ニ出タル者𪜈勝負仕ルヲ塲中ノ鎗同首ヲ取人ハ塲中ノ高名ト云ナリ
一敵負テ崩レ候砌其内ニ引下リ殿リシテ追ク士ヲ討取ヲ崩際ノ
高名ト云ナリ敵ノ勇ヲ感シテ専高名ナリ
一敗北ノ敵ノ中ヨリ小返シ又殿仕ハ勇ナラン是ヲ討止メノ高名ト云ナリ
此外ハ追首ト云之殊更甲ヲ着サル首ハ昔無手者ト云テシルシト申ナリ
一味方崩レ中蔀跡ニシテハラヒヲ仕ルヲ殿リト云之頭ヲ取テ猶静ニ
飲ヲ殿リノ高名ト云之敵ノ一先ニ進ミ来ルヲ討取故高名ト云之味
方ノ小返モ殿ニツヽキタル手柄之塲ニヨリ各其差別強柔アルヘシ
一馬上ノ組討川中ノ組討組討三段𪜈ニ功ニヨリ差別アルナリ
一鎗脇トハ鎗ヲ合スル脇詰之一番太刀二番弓三番鉄砲ト相定ル之
一屏乗一番乗二番乗之三番乗ト云ヿハ無之堅固ノ地ヲ乗名ハ
下之堅固ヲ頼之内ニ能人無之故之不堅固ノ地ヲ上トス殊ニ木戸際矢
倉際ヲ乗タルヲ尚手柄ト仕ルヨシサレ𪜈又其寸ノ差別アルヘシ又
其持口ノ将強弱ニヨリ乗取ニ上中可有ナリ
一木戸際ノ鎗同高名ヲ強シト云傳ル之木戸際ニテハ必脇ニ添ヿ秘蔵之
内ヨリ門ヲ開キ出ル寸中通リハ崩レ安シト云傳之木戸ノ際ノ高名ハ
稀ナルヿナリセハシクテ頭ヲ取ヿ難叶故
一夜討ニハ首ヲ取ヿ無用ト下知有モノ之乍去敵ノ居タル処ヘ行タル験ニ

ガラス使用

首取タル程ノコトナシ乍去今夜ノ駿ト云上ル柄ニ惣メ夜中ニハ敵陣道具持返ルヘシ是印ニ城ヨリ外ヘ討ヲ夜討ト云外ヨリ城ヘ入ヲ夜込ト云互ニ出テ戦ヲ夜軍ト云ナリ

一鼻毛ヲカクコト以上唇ヲ濡候ニ女ノ鼻毛ト紛ル故ニ鼻毛ヲ入ル所ハ髭ハ口合ニ（入ルナリ）

一肩越ノ鎗恒越ノ鎗握越ノ鎗抜鎗ハ皆臆病鎗大鎗トモ云也

但荻田主馬抔カ抜鎗ハ無類ノ誉ニ其地其時ニヨルヘシ

一川越先陣又二陣迄ナリ其跡ハ惣越ナリ乍去品ニヨルヘシ

一昼ハ小旗相験前立相言葉ニテ味方討ヲ厭ナリ夜ハ胴肩衣鉢巻く専相詞ヲ以テ味方討ヲ厭ニ相図モ時ニヨリ替ルヘシ相言葉ハ時ニ替リ又戦毎ニ替ル者ニ夜ノ戦ニハ城ヘ返リテモ陣小屋ヘ戻リテモ同前ニ立スクリ居スクリト云テ仕ルナリ敵ノ交リ入コトヲ禁スルナリ

一戦場城責ニ不限朋友手ヲ負タルヲ引掛退モ手柄ナリ乍去場ニヨリ前ニ勝負ヲ見合スナカラ手負ニカラマルヲハ臆病ナス手負ハ言葉ヲ掛テ此一身ヲ助スシハ臆病者ニ可有抔ト急カシキ最中云掛ルコト有ヘシ是ハ必ス助ル法ニ大体ニテハ名抔計呼カクルハカニテハ先ヲ拵ト断テ可通必先ヲ拵ト云シ言葉ヲケカサヌモノナリ

一首ヲ取タル時馬上ハ四ツノ四緒手ナニ付タル縄ニ付ルニ付様ハ首ノ左頬ヲ突貫夫ヨリ口ヘ縄ヲ通スナリ兼テ首袋ヲ持士ハ大剛ニ持ス明袋ニテ不戻者

一敵ヲ鎗付ケトモ急ニ首ヲ取コトナシ能二ツモ鎗付テ其後首ヲ取ヘシ頸ノ討ヤウ鋸ヲ引上ボンノクボヨリ切ナリ

一首ヲ取候ト早ク下人ニ為持御大将ヘ可遣又組付ノ士ハ其一手ノ将ヘ可見乍去野心ノ首ハ見セ申ニ不及口上ノ披露ハカリナリ

ガラス使用

一再拜團持タルハ大将分之必首ニ添テ持可飯又其家ニヨリ母衣羽織替リ差物賞翫ニ有ヘシ然者其ハ号ヲ知テ取可飯母衣掛武者ヲハ必母衣ニテ首ヲ包ムモノ之母衣縮ヲ四ツ折ニ重ヲ頸ニ敷ヒ一重ヲ頸ニ掛テ実検ニモ入ルモノナリ

一竹束付ルヿ古法ニ城ハヤシトテ惣軍夜半迄トヨメキ半夜ヨリ静リテ敵ノ油断ノ処ヘ堀路ヲ付テ仕寄又竹束計ニテモ仕寄ヿアリ大風大雨ニマキレテ仕寄モアリ暗ニマキレテ仕寄モアリ雨ヲ責ル内ニ東ヘ仕寄モアリ付様ハ子ウシヲ結之竹ハヒシキテ百子サ四寸ノ法之幅ハ

一人ニテ持積ル故ニ廣ハク仕難シ持ヤウハ肩ニ引掛テカサシテ行子ウシヲ退ク足ニテユウシヘモタセテ付飯ル之竹タバニ挟同ヲ切ヿ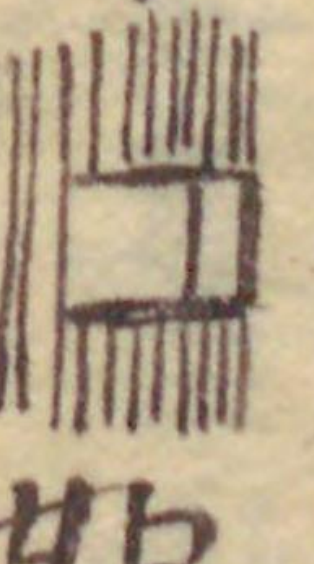如此ハ切掛テ付ル之竹束ニハ貫ニ通入ル物之長サハ竹有次才之仕寄ハ侍ノ役ナリ

一屛筆ニハ陣刀キツ又ニハサヽズ如常押込ナリ一束腰当ハ自由ヨシ馬ニ筆カタキニモ同断ニヒネリテ回スナリ

一屛筆ノ鐺ハ太刀ガニ腕貫ヲ付置テ腕ニ掛ル之腕貫ハ馬上ノ太刀ガニ必用屛筆ヲモ又如右

一鎧着テ独リ馬ニ乗ニハ胸カヒヘ蹈掛ルナリ鞍カヘラス軍中腹ニ重腹帯之ヿ之ニ手綱ハ前ノ四方手ヘ引通スナリ

一馬上鐺掛ハ帯ニ付置タルヨシ時ニヨリ入ル物ナリ

一馬上陣刀抜ヿ古法可有手綱ノ持ヤウモ古法アリ

一曽下ヨリ汗目ニ入テ難義ナル物之然則ハ曽下ノ鉢巻ヲ用ルナリ仕ヤウ後ヲサゲ結ハズニハサカフナリ

一雨具ハ常ノ道中ノ如シ敵近キト聞テシテ見及ヒタル程ノヿニテハ雨具

ガラス使用

ハ不用近来羅紗ノ熊坂頭巾ヲ拵ヘ冑下ニカフル仕様有ト云傳可然カ

一冑立ハ小身ハ厩ノ者ノ頭ヲ冑立ト心得カフセヘシ又冑立ハ何ノ用ニモ外ニタツ事ナシトテ鍵鑓ニ掛ル積リモアリト申候是ハ鑓持替ニモ可成間可然カ

一水呑ヲ持事宜シ乍去冬夏ニヨリ水ノ物モ苦ニナルヨシ梅干ハ必ス可持口ヘ入レハ乾キ止ト申也腰兵粮ハ四季共ニ握テ可持握リノ寸味噌ヲ手ニスリテ握ヘシ飯ニ塩氣有テ喰安キシ奈良漬ノ瓜ヲ添モ吉汁同前ニナリテ飯喰ヨキシ

一味噌ノ持ヤウ摺テ葉ニ包ヘシ

一軍中ノ刀鑓錆サル仕ヤウ頭ヲナテヽ油ヲ塗ヘシ

一役差物竿ヘサシテ緒ノ上ラザルヤウニ紋ニテトムル物ナリ

一馬ノ鞭袋ハ後輪ニ付ヘシ喰セ候品ハ御中ノ馬ニカセスニテ喰セ申ス如シ

一濡鑓ハ砂ヲ取添ル法ナリ近来藁末ヲ取添ルモ可然欤

一戦場ヘ鼻紙持事引合ヘ可入ヘ下ニ付タルハ川ヲ渡シハ濡テ用ニ不立ト申候

一首実検ノ寸ハ儀式有モノヘシ首ノ持出ヤウカヒ敷ノ板ヲ首ニ敷セ左ノ手ニテ板ヲ持大指ヲ首ノ切口ヘ掛テ右ノ手ニテ頭ヲトリ左ヨリ右ヘ居ル首御目ニ掛ル方ハ右ノ顔也右ノ左右ノ定ハ我左右ノ事ナリ顔ハ一寸バカリ御目ニ掛候モノナリ

一敵大将ノ首ヲ取タラハ頸対面ト云テ又作法別ノ事ヘシ其御家ノ風流次第ニ可有物カ

一御大将ヘ申上ル事ハ必證拠有事ナラハ不申ニ重ニ隠ス口上アリ

一使ニ行所行様申所申渡所證拠ヲ取有之候

一合戦初メ候使ニ行寸ハ必控テ其ハ場可決勝負人数ヲ上ケ候使ニ行寸ハ其場ノ大将ヲ引具シ共ニ先立テ引上ルナリ合戦初メ使ニ無之候尤勝負初ルヲ見捨返ルハ臆病ナリ

ガラス使用

一戦場ノ水呑ハ手拭ニ水ヲヒメシテ吸呑ナリ

一馬ノ血緒手ニ付候小柄杉可有之馬ノ口ヲ洗ヒ又自分ノ水呑ニモスルナリ

一合戦ノ日何者ニテモ敵地ノ者ノ首ニ有之候者可取初首トテ早速大将ヘ献スルモノナリ初頸行古法有之

一馬上ノ詞ニ乗切ハ敵行軍ヲ小勢ヲ以テ能馬ヲ擇テ乗切シ敵散乱サスル討ナリ両陣ノ間ヲ乗切直ニ敵ノ同勢ヘ乗込ハ乗崩シ之古来ノ物語有之直ニ城中迄モ乗込時ハ乗入ヘシ両戦拒ミ戦フ時馬ヲ用ニ又脇備ヨリ乗込横ハヲ入ルヲ馬ヲ入レルト云ナリ

一付入ト云ハ城中ノ敵ヲ追込直ニ追ツヽキ城中ヘ責入候ハ付入ナリ暗夜ニヒソカニ乗取ハ忍捕ナリ

一オヒクトハ餌ヲ喰セテ敵ヲオヒキ出シ其敵城中又本陣処ヘ戻ルヿ不叶様ニスルヲ跡ヲ取切ト云シ敵ノ敗ル跡ヲ専陳スルニ不限敵ノ敗ルヲ障ル也

一夜込ハ敵味方ノ境ニテ繁ミ有ヿシ一備ニ備ニテ仕ヿシ送備送足軽此時入シ勢揃ノ作法有之集所ヲイテ繰引有古法護ユノヲ焼テ火色ニ口傳

一夜込ハ時ナラス有之物シ侍受ト云ヿ有之

一夜込ノ時火ヲ用ルヿ西ヲ欲討其ハ東ナリ

一馬上ノ鎗ハ敵ヲ左ヘ受テ敵ノ右ヘノクヘシ我馬ヲ厭テ敵ノ馬ヲ疵ツクヘシ習有之最初ニ早地利ヲ可心得ナリ

一馬上ノ太刀打ハ腕貫ヲ掛テ敵ヲ右ニ〆ト可受又馬上鎗太刀打共ニ鐙ノ踏ヤウ口傳馬上ニテ敵ノ歩者ト組引ヿ歩太刀歩鎗ニ戦習有之

一川中ノ組討ハ水上ニ立ヘシ暗中ノ鎗合身十コイヲ本トメ柄ト柄ノ和ヨル口傳イアリ

ガラス使用

一分捕トハ外ニ敵モナク心静ニ敵ヲ討取寸ハ敵ヲ討其馬ニツケテ
具足馬等マテ取ヲ分捕ト云ナリ
一陣羽織ハ遠国ヘ押行寸又陣中ノ侍ノ印ナリ
一タケキ川ニ乗込寸ハ障泥ヲハズシ馬ノ尾ヲモ結ヘシ
一馬手負タル寸休メ候ヘハ必スクミ死ナリ乗廻ス内不苦
一乗捨馬芝繋口傳山ノカケ乗落口傳川渡馬筏口傳
一馬鐙ノ事古来木綿袷用候ヨシ
一馬鎧ノ事味方ノ道具当リテ馬騒事多シ故ニ用馬面ハ馬込ノ
寸向馬雖恐於戦場勇テ恐ルヽ事無之モノナリ
一手綱ノ内ヘ鎖リヲ入ル事近代イテこし川渡ニハ長手綱ナラテハ難用
一泓田沼見知事砂川ニハ砂マクし可知川ニ陰陽山ニ阴阳川江馬ノ

---

ハセ上ケ場可知流ニハ川幅ト流トヲ考上ケ場可弁川ノ浅深ノ事
一幅廣ハ藪走右又稲葉内走ル事口傳
一寒ミ中ニテノコヽヘタルヲ暖メヤウ
一暗夜歸ノ見ヤウ我ヨリ先ニ人通ト不通ト知事
一鍋ナクシテ食スル事湯ヲ湧ス事臼ナクシテ米ヲ搗事塩水ニテ飯
ヲスルニ塩気ナキ仕ヤウノ事
一相図ノ火并火見セ場相図ノ小旗ハ立所ノ右又
一伏カマリ可知事伏トハ森林村山ホニ伏メ大勢シクセリハ深草（ちくさ）田畑
ト伏テイワフカナリ
右聞書ハ中久木彦左衛門傳也然ヲ佐藤忠左衛門直写而其層
留ル者也 元禄十五年四月日

轉任
任槐ニ付
高辻遣字
月廿七日御召
公家衆
八日年頭御式ニ付
御對顔
但非常之節例
御式之出仕
有之事
月朔日
方様御轉任
大将様御任槐御式

享保十六亥年初夏勤暇之日写之　藤原兼実

此書簡而要何用多為天明五巳夏四月借百藤氏而謄写之者也南合義之兼卯又義之謄写之本ヲ以テ写之置者也

一文政五壬午年御轉任御任槐一件

三月朔日

（御轉任ニ付二月廿七日公家衆御召之式八日年始御式ニ付　御對顔　但非常之節例御式之出仕有之事）

一御轉任御任槐ニ付月次出仕無之表向五ツ半時揃熨斗目五位以上束帯

一今巳ノ刻御黒書院江

公方様　右大将様　出御

高倉宰相右出仕　御目見

公方様御装束御衣紋之役

右大将様御衣紋之役紀式部

土御門陰陽頭右出仕　御目見

公方様　右大将様御目見之回勤之（兼卯按ニ御身固ニ書候カ）

---

但非常御式ニ付
参向之節通之處是
初位家柄其
從来相用
下大供達
候も前之通
相心得可有
日四日之御式日
御黒書院上
御装物御式
御本丸ニ於テ
公家衆
大御丸より
御返答
但御式ニ付テ
先例之紀
御席中ニ
日御式ニ付右之家衆
為御祝之御ニ
御縁
諸大名等役義
布衣以上相揃

從一位之御位記　宣旨披出　上覧相済候之

三位之御位記　宣旨披出　右大将様　上覧相済候之事右相済候義

渡御　紀伊大納言殿　尾張中納言殿　水戸宰相殿　紀伊宰相殿

大明之御出席今日之御役人　上下

溜詰　松平越前守　松平肥後守　松平讃岐守　松平右京大夫

大御目見之面々御役人上下ニて御次　大廣間江　渡御

御三家国持大名以上溜詰譜代之四品高家雁之間奏者番菊之間法

奏者兼布衣以上之面々法印法眼之医師其外出仕之者大廣間ニ相詰

勅使　広橋一位

院使　日野大納言

山科前宰相

大宮使　坊城中納言

准后使　勧修寺小路大夫史

右出席失礼

五日　諸大名衆も上ゟ被召出仕
一　告使真継美濃守於庭上　御幣進ら二拍子叶し

御文　御中九　西九ニ
一　副使青木内蔵允　宣旨此案ニ入折出押出太外記ニ渡し　大外記ゟ
家伊勢河内守ゟお渡　河内守ゟ倍　上覧お渡同納之箱納し

御臺様　御庭中様ゟ　右上御式
一　告使真継美濃守於庭上　御幣進ら二拍子叶し

六日　御老様從　階御布施
一　副使青木内蔵允　宣旨此案ニ入折出押出太外記ゟ渡ス　大外記ゟ

御庭中様　御叙位
三田備後守ニお渡　次ニ牛車　宣旨此案ニ入副使青木内蔵允大麻

但御式ゟ無位　御役御ゟ大　御三家司ゟ外
お出き官務ゟお渡ス官務ゟ二ケ家大臣右京大夫ニお渡ス御

家御前ニ　御九文御式
之も倍　右大将様御前上覧お納め内箱納し

上段下
御拝任之旨

七日　紅葉山　御参詣　上方様　右大将様御参詣
禁裡ゟ　御太刀目録吉参三枚
仙洞ゟ　御太刀目録金壱枚

大夫ゟ　二種一荷
准后ゟ　二種一荷

---

但御式ニ自四之家　方之外諸宗供奉諸例　御ニ通おゐ得ゆし支
右大将様ゟ　禁裡ゟ　二種一荷
仙洞　大夫ゟ　一種一荷充
准后

上方様ゟ
御任挽之旨

九日　御上様　御庭中様ゟ　御任階御し　為御能御出　御九大兵日　無執上出仕支
禁裡ゟ　御太刀目録吉参三枚
仙洞ゟ　御太刀目録吉参一枚

大夫ゟ　一種一荷
准后ゟ　一種一荷

右大将様、

十日　御役所ゟ　御馬御紙
禁裡ゟ　御太刀目録吉参弐枚
仙洞ゟ　御太刀目録吉参一枚

大宮ゟ　一種一荷
准后ゟ　同上　右順く御頂戴

十二日　右日御
但御之将一　御庭ゟ　御出　右之宮ゟ　大屋ゟ
一　御将任御任挽之旨　御太刀目録
伏見宮ゟ　三木大納言殿

一條関白殿ゟ　鷹司関白殿ゟ
新関白殿ゟ
右之外
同隆　本村年人正
二条殿　御使　左京大夫
有栖川宮ゟ　西寺津甲斐守
閑院宮ゟ

不有之年

十五日 両門跡より
山王御社江
御名代を以
御備物之式
四度目録

聖護院宮御使　勧修寺宮御使　（四太刀目録　一ニ下目録）一乗院宮御使
飛驒法橋　（四太刀目録　両名子仁風堂）梶田宰相　言天宮内卿
三宝院宮御使　蓮華光院門跡御使　実相院門跡御使　大乗院門跡御使
大谷刑部卿　八木雅楽　井伊大法眼　梶田大和
随心院門跡御使　青蓮院門跡御使　仁和寺宮御使　大覚寺門跡御使
南方民部卿　伊丹大和介　大橋大蔵卿　後藤豊後守

十一日 御上宮可初
於梨堂寺
二ノ宮己之ゟ
物之下物
御役有之 一 御太刀目録　廣橋一位　山科前大納言　日野大納言
ゟ御使
両ニ御神理
頂戴し
為御祈祭
減年初
勾と両之元
大先仕中
右御兵衛
ゟ下物

右 御同人之二家扈挨拶　御使五菱　勾当内侍大掛番内侍
御太刀目録　御使之差　坊城中納言　勘解由長官　三条宰相　吉田侍従
太夫人ニて出席 御祝之家扈挨拶
御太刀目録　壬生中務　押小路大外記
右一人ニて右挨拶ニ参着者家扈拝恭太平ゟ大廣守以下八之白
公方様 右大将様 立御所 御次 同之ゟ各一同 御同人

十七日 是御宮
為御名代

右上右御所
御霊廟江
御名代御遣
四郎馬四使之式 一 御太刀目録
廿日
上野御参詣 一 御太刀一腰
御参詣之
後明院様
御霊屋御
仕也
他御成有之式
ゟ先例无之
西ノ丸ニ而
相当

太閤挨拶　御同人以参着者家扈挨拶　吉田三位侍従　紀康備前守
摂家　親王方　御門跡使者
廣橋一位家光　吉田美濃守　青木右兵衛尉　青木丸光
山科前大納言家光　渡辺雅楽　平野外記
木下左馬　豊田兵庫
太拾挨拶ニ　並居一同平伏以参着者家扈挨拶ゟ平る　入御

十三日 於御白書院
一 重る御中書院　公方様　右大将様　出御以二家司紀伊宰相殿
右大将様
御作日ゟ出
御式
御勤紀溜詰 松平越前守 松平肥後守 松平越後守 松平右京大夫
御同人何も歳首之御祝儀申上し平る御老中御三卿方御衛
三十日
増上寺
御霊廟
御名代御霊前
大目付御列御祝儀申上し　入御

御酒肴
大府様
紅葉山ニ
御参詣
以御名代
七日
東叡山ニ
御名代於
御本丸西丸
御側衆下ル
下ル
於西丸
公方様ニ
御昵近衆
御能
八月朔日
三家様
御社参
並
三家
若年寄
御礼

一公方様ゟ御任槐　右大将様ゟ御任槐御転任ニ付太刀目録指上

宮親王四ツ辻刀ゟ以使者若上御礼向謁若中并老中之

一禁裡　仙洞　大宮　准后ゟ　御花様ゟ御転任御任槐ニ付御祝儀

御進物之目録披露上ル向　下野守受取之

御老中様へ御進物之目録　紀伊守受取之

一右大将様今日ゟ内府様と可奉称旨被　仰出

一勅使　院使　大宮使　准后使ゟ以使

織田豊後守
戸田中務大輔

三条宰相ニ大臣叙式相済ニ付御指看有之

三月二日
御転任ニ付日光　御参詣無之ニ
御名代　牧野備前守

一御座之間

右於御側　御目見之御馬被下

内府様御名代　真田弾正大弼

右御礼相済以

仕丁六人西丸ゟ之御側衆ニ日ゟ被　御両御書ニ而各人へ両以

一勅使　院使　大宮使　准后使　御返答有之　溜詰譜代大名

嫡子三家諸家之参着登　城

一今巳上刻御白書院　公方様　内府様　出御

勅使　広橋一位　山科前大納言

院使　日野前大納言　大宮使　坊城中納言　准后使　勧修寺中将

一太刀目録を以　禁裡　仙洞　大宮　准后ゟ之年頭御祝儀

進四御転任御任槐之御礼今日御進物并

御花様御位階御拝（被）　御老中様并家役位之御礼ニ侍出入

一銀書拝　内府様ゟ　銀五百枚　内府様ゟ　銀三百枚綿二百把　広橋一位

綿百把　銀百枚　御転任ニ付　公方様ゟ

一 右同断　山科前大納言

一 銀百枚（綿百把）内府様より 銀三十枚（御転任ニ付／右大将様より）銀五十枚時服三（御任槐ニ付／内府様より）銀五十枚綿百把　日野大納言

一 御転任ニ付右大将様より 銀三十枚時服十（御任槐ニ付／内府様より）銀百枚綿百把　坊城中納言

一 同断　勧修寺右大弁

一 同断　三条実宰相

一 御転任ニ付右大将様より 銀百枚時服十（御任槐ニ付／内府様より）銀百枚時服六　土御門陰陽頭

右御禮之御使以下相模守を以御白書院次間老中戸田采女正挨拶

守列座下野守演達畢而一同出座御禮申上之

一 御自分代御白書院

右御同之節御挨拶同之節　扇子　入御

一 三条実宰相家老　長野大学

勧修寺家 使者　長谷川

一 御代替之御祝儀為御使御所様大院中様より御転任御任槐ニ付

御返書被下所司代戸川下野守演達之

一 右之様ニ付御転任内府様御任槐ニ付右大将上様御祝儀被仰進候

より使者並上下出席同溜老中戸田采女正挨拶之

一 御任槐ニ付内府様より 銀五十枚時服三　壬生官務

一 御転任ニ付右大将様より 銀三十枚時服三（御任槐ニ付／内府様より）同上　押小路大外記

一 御転任ニ付右大将様より 銀二十枚時服二（御任槐ニ付／内府様より）同上　英継出雲守

一 御任槐ニ付内府様より 銀拾枚時服二　青木大舎大尉

一 御転任ニ付右大将様より 銀拾枚時服二（御任槐ニ付／内府様より）同上　青木内蔵少允

其外摂家並門跡使者等へも内府様より銀時服夫々被下之

右何れも於所司代宅戸川下野守申渡之

ガラス使用

一御花様従二位　御父中将様従三位　勅許有之旨今般被仰上
之而ハ右御悦寄同若年中其様引受下候ニ付殿之差支無之侍候
三月四日　三日着届之通定例之通
一勅使　院使　大名使　准后使ニ而此度御使被下登城ニ付宰
相済候迄御側衆酒詰御番入之家初酒詰諸役大名之家詰衆御菓子
寿菊之同日諸大名子供官位拝領医師共登城相済ニ付
一今度御利大名衆　若年寄様　同席様　出御其之節紀伊宰相殿
御勅使ニ付同席之御相済同　勅使　院使　大名使　准后使
三家宰相右衛門之御相済　御名代　外小田原被仰付可有之　御目見
御待初ル
一御待初　花田摂津守
御待担

---

宝永御代の
つくりまつりて　梅田摂津守正数
翁之寿叟　稲義風流　源右衛門　仁右衛門
八幡宮にまうでさの
みよの
ものをまつる
かこうり
開口
丈夫代々八咲花の白手多く寿き月の登る声をこそ祝へ今も盛乃
上ゆゑハ国安かりける御代とゐや
こゝひの
御とわざを
万年のよろこえふ
弓八幡　観世太夫　同口久左衛門　九千郎　長左衛門　甚右衛門　太二郎
位ごさつり来り
ぬしるしき
末廣かり　今春叟　藤十郎　助右衛門　八右衛門
少の梅をつまし
御位の有りがたの田村　今春叟　藤十郎　匡保弥　茂三郎
りれハ
のどかなる春のかさへの
二のさきをまつり
をさめ来ん
羽衣　宝七太夫　新之丞　源三郎　新左衛門
栗焼　　　　　　　　　　　　　　　 楳之丞　大吉　長兵衛
御神主御往坊の
御式も有ける　紅葉狩　金剛叟　保七郎　三宅右衛門　保右衛門　喜兵衛　庄吉
位ゑたゞ北村李文
来御の道こえて
二葉さくらつもるさきのみど
祝言呉服　七太夫　万作　利右衛門　庄吉

鶯の木に来の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一御能之番已畢而座並有之、於中入之節、御盃並御料理迄

一芝居之町人江折提ニ酒肴被下之

一御伺席代以下ハ　勅使　院使　大宮使　准后使

一包丁之同　三之丸宰相　土御門陰陽頭

一竹之同　御三家方（紀伊守）　当番大名同嫡子　菊之間諸類諸侯同嫡子　落之男諸侯同嫡子

一中之間廣凡仕切　溜詰　中之間　三家衆　法印法眼並医師共

一梅之間　摂家門跡家司者　壬生官務　押小路大外記

一蘇鉄之間　惣御振舞　太廊下ニおいて御盃並御料理被下

一今日御能ニ付、御三家方御料一合充、遠江古河真殿、紀伊宰相殿
より御提重一組ツヽ、被遣者五荷上下

一右之面々外大廊下十万石以上御料一合ツヽ、拾万石以上御提重一組充

三月朔日

一今度御移徙御住換并以為御祝儀御出之刻、諸大名其外出仕

一今巳上刻御出座　公方様　内府様　出御　御三家方以御太刀
目録以祝儀献上之　溜詰　松平越前守　松平讃岐守　松平越後守
松平下総守　松平隠岐守　松平右京亮　松平右京大夫　其外御太刀目録献上
御譜代中并表御同様以安藤　立御　二三家諸大名
参老番以嫡子大久保出雲守　菊之間例諸侯同嫡子　諸番頭　諸物頭
諸役人以謁見上之　太廊下　演御　四品以上面々一人ツヽ　御太刀
目録持参　御同様以謁見　立御　万石以上
面々父子平外目之面々以謁見上下　入御

一万石以上廣家嫡子面々又以来者以太刀目録献上之　大樽之同
[illegible]松平丹後守

一内府様へ献上物御太刀目録西丸へ着上下

一（御若様／御簾中様）ゟ同断為御祝儀御三家方以使者御樽肴差上ル

但卅卯方ゟ差上ル御肴并樽代　御若様へハ平川口

御簾中様ゟも坂下御門ゟ着上下

三月六日

一御若様御任官御昇進　御簾中様御縁組為御祝儀御三家方

初而出仕有之　於席々謁老中

三月七日

一今五ツ半時之御供揃ニ而御登城　御父　公方様　内府様御系譜

但此度御新任御位階之為御礼々自御系譜也

三月九日

一御若様御任官御昇進　御簾中様御縁組為御祝儀献上御礼之

使者着上下　御若様江

三種千疋　御三家方　壱種千疋　一（溜間大廊下／紀伊宰相殿）

二種千疋　松平加賀守　同上

二種五百疋　五万石以上　二種三百疋　壱万石以上

二種三百疋　拾万石以上之溜詰嫡子

御簾中様江

壱種千疋　拾万石以上　一種五百疋　五万石以上

壱種五百疋　一万石以上

公方様江

二種千疋　拾万石以上　二種五百疋　五万石以上

ガラス使用

二種三百疋　一万石以上　　三種五百疋　拾万石以上より国持衆

御台様江

一種千疋　拾万石以上　　一種五百疋　五万石以上

一種三百疋　一万石以上　　一種五百疋　拾万石以上より国持衆

右之通献上之

三月十一日

一御移徙御祝儀為御礼登城御礼ハ御三家方国持大名溜

詰御譜代大名外様大名嫡子交代寄合表高家登城

一巳ノ上刻大広間江　公方様　大納言様　出御

一御能初　松平越後守　御能組

右之書付　如左

老松　金剛大夫　新之丞　　三年若　新九郎　　[illegible]

荘大夫　　浅[illegible]

箙　宝生大夫　益千代　　長四郎　　勘[illegible]

福の神　金剛又[illegible]　　茸[illegible]

東北　金剛大夫　喜七郎　　[illegible]

舟弁慶　観世大夫　久大夫　　[illegible]　　[illegible]

祝言　七大夫　金[illegible]　　[illegible]　　同勘[illegible]

一御能之書付之番附御座候右之趣中入[illegible]御三家方御[illegible]

三月十三日

一同日御移徙御祝儀為御目見御三家[illegible]嫡子[illegible]

同嫡子大久保[illegible]菊間[illegible]頼[illegible]嫡子[illegible]

ガラス使用

諸役人布衣以上御役人且又御目見以上之小役人寄合并儒者
御医師西丸ハ大広物ニ而御目
一今巳上刻大広間ニ而　公方様　内府様　出御
一御能初　京極周防守　御能組

翁三番叟
難波　宝生太夫　保七之丞
いくわ　金剛太夫　金三郎
忠度
釣狐
江口　七太夫　新之丞
張良　四之郎　方作
祝言養老　為之郎　校郎

清右衛門　　九之郎　保五郎　　弥三郎　与左衛門
幸之郎　　森之助
八右衛門　三之助　四郎　八郎　大蔵
又六郎　　庄之郎　長右衛門
新三郎　勘右衛門　　伊之郎　八之丞
作十郎　藤三郎

---

一御能済御目見之無之御中入無之於席之御料理被下之
一三月九日御参詣　公方様御名代　牧野備前守
内府様御名代　土[illegible]大輔
右相済土之日御能御府ニ而被下
一三月廿四日　公方様増上寺江　御成ニ被下
一三月廿七日上野へ御成ニ付　内府様紅葉山御参詣ニ被遊下
一四月二日松平讃岐守束帯ニ而御参詣同四日酒井左衛門尉附添
三月廿八日
一御進之業上之一万石御加増　土井大炊頭
一年来出精相勤候ニ付二千石加増　御側衆　林肥後守

国立国会図書館　鶯宿雑記 238-1　ガラス使用

一右之通於御前ニ被下

一四月六日公方様御名代萩殿御轉任ニ付
公方様ゟ
禁裏江　眞御太刀　備前宗吉　代金十五枚
黄金千枚　御馬皆具二疋
仙洞江　眞御太刀備前宗吉　御馬皆具二疋
黄金五百枚
大宮江　黄金三百枚　巻物百巻
縮緬紅白五十反
准后江　黄金弐百枚　巻物五十巻
縮緬紅白五十反
関白江　御太刀一腰　白銀千枚
禁裏女中江　白銀千五百枚
仙洞女中江　白銀六百六十枚
傳奏衆
廣橋一位　山科前大納言江　金子十枚充

一御臺様御位階御昇進ニ付　御臺様ゟ
禁裏江　黄金五百枚　縮緬紅白百反　大紋綸子八十巻
仙洞江　黄金三百枚　縮緬紅白百反　大紋綸子七十巻
大宮江　黄金弐百枚　縮緬紅白三十反　大紋綸子七十巻
准后江
傳奏衆両人江　金三枚ツヽ　大紋綸子三巻ツヽ
右御使　松平隠岐守　若年寄　中条御門守

一内府様御名代萩殿御任槐ニ付　内府様ゟ
禁裏江　眞御太刀　相模國　代金十五枚
黄金五百枚　御馬皆具二疋
仙洞江　眞御太刀　[illegible]　代金十五枚
黄金三百枚　御馬皆具二疋
大宮江　黄金三百枚　巻物五十巻　縮緬紅白三十反

准后ニ　黄金百枚　巻物三十巻　縮緬紅白三十反
関白ニ　御太刀一腰　白銀六百枚
禁裡女中ニ　白銀千枚　仙洞女中ヘ　白銀六百枚
御養君前ニ同女人ニ　御太刀一腰　金壱枚ツヽ
一御臺所様御叙位ニ付　御臺所様ゟ
禁裡ニ　黄金三百枚　縮緬紅白百反　大紋綸子八十巻
仙洞ニ　黄金弐百枚　縮緬紅白五十反　大紋綸子七十巻
大宮ニ　黄金百枚　縮緬紅白三十反　大紋綸子七十巻
准后ニ　黄金五十枚　縮緬紅白弐十反　大紋綸子三十巻
御養君女人ニ　金三枚ツヽ　大紋綸子三巻ツヽ
右御使　酒井左衛門尉　差添　戸田備後守

諸殿上人其以白其外之御祝儀　御臺所様ゟ
白銀五十枚　縮緬五百反　大紋綸子紅白二百巻　御筆箱壱封
大奥向御道具　若君様迄但ニ下　御時計一飾
其外ニ而　黄金四千八百六拾六枚　白銀六千五百五十枚
縮緬九百三十反　大紋綸子五百四十六巻
巻物　五百三十巻
一御推任御任槐御書（是者文政元年又ハ御推任御任槐之御内意有之ニ付諸家／御当家ニ而御伊勢守合之写ニ而御左大臣何人ト向何人御家ゟ差上ル　千澤）
并度々右大将殿被仰未年年中御推任御任槐御用ニ而被仰候
御推任　右大将様　右大臣ニ被為任　如来年　左大臣ニ被為任候事
右大臣ニ右衛中将右大将ニも右大将を推任ト申候
従一位ニ御叙位左大臣ニ被任候事

御任槐と、初ル右大臣ニ為成ト有之候也
異朝周世ニ外朝ニ槐ニ木ヲ三本植置テ大臣三人其元ニ座ス
ト云伝ヘ之アル事ナレハ三槐共ハ大臣ニ任スル故ニ任槐ト云ト申ハ槐也
人ヲ助ル木ト申ハ（諸木之葉ハ夜ハ花開ク）又槐ハ懐ニ通人
ヲ助ル木ナリトモ云ト　右大将様共ニ文三位内大臣ニ而叙位ト
右御例ハ寛永三寅年　大猷院様従一位左大臣ニ任ト又
御父子右府ノ例ハ慶長十七年　東照宮太政大臣ニ而
台徳院様内大臣ニ任　元和九亥年　台徳院様右大臣ニ而
大猷院内大臣ニ任　寛永三寅年　太政大臣と左大臣御
並ニ任ト
御父子職ニ内大臣ニ任セラレシ例ハ室町将軍家ニハ無シト

東照宮様慶長元年内大臣ニ任、同八卯年征夷大将軍ニ補
左大臣ニ任シ給フ
太政大臣并府中例と申訳ニも有之哉ト又左大臣ニ任ス也必
御辞退有之と申候是文右無之候也ト又従一位ヲ授位
とゞて殊ニ重キ事也ト正一位ハ神位又授位ヲ取去シ
人不任事也ト
一右之外　御台様　御簾中様ニも御位ヲ叙シ給フ義是又
異例事ニ御任叙ト
御台様従三位ニ而在ス所并文従二位ニ為成候例ハ先
桂昌院様　常憲院様御母堂様元禄二年子三月八日叙
天英院様　文昭院様御台様正徳三巳年四月二日叙

ガラス使用

従三位ゟ直ニ従一位ニ叙せられハ其父も従一位ニの叙ハ無し

一右大将様内大臣ニ叙せられて左大将ニおゐてハ大御所と右大将様ニハ
左大将ハ大将ゟ元らせ十九日御任槐ニ為立て左大将ハ
御例ハ御如例之[illegible] 御書家ニ左大将ハ御例也　東照宮様
慶長十戌年八月十八日右大将ニ（左近衛大将）被仰付、子二月十二日（正二位ニ而）右大将ニ
辞退ニ仕候而後　台徳院様御居　御代々様御受蔵度
大右臣ニ叙成ハも無農右大将ニ為立も右
大将ニの御在と御人任相家ニ多く大臣より右大将を
兼内大臣ニ而左大将を立て、左　其父左大将ニおゐても
将軍其父共在て　右大将様御任槐候也
内府様との事ニ而

一御臺様　御簾中様と申奉称しハ
御簾中様ハ西御丸御若君様と奉称　又西ノ御丸様と奉称歳
ず不申しハ　右大将様　大御所様ニ被為成ニ付　御若君様ヲ
大御所様と奉称二代目ニ成リ　大御所様とハ称奉ル

己　十月

記

大御所御詠哥　文政六年御年賀御詠哥のよし

年毎に重ぬる年もよみかへる

いと[illegible]も[illegible]にゆるぎなき[illegible]

試筆　是ハ御轉任御任槐之御事を御祝し[illegible]

いく千代のかずをかさねて一しほのみどりもそふる松のことのは

花明[illegible]をもそへてうつる[illegible]の[illegible]

まれと此みれハ詠さえて見る事もし花の事もまき
む月さつき八月ハ世の人のおこたりいそくハ以し時もさゆへ
きゝしてまつよ眼ハ花ゝ月のあかね文書のたてかこゝろ
（是ハ六十あまりのかりせう年ヘトニ其の四節のもりし）六十あまりいかもかりてまかりよきりまりゝ之れ見ハ年代まで

○烈婦栗女ハ甲斐国田中村農夫之女也幼孤依村長某家村長愛其為人與資装嫁同村安兵衛者未幾安兵衛染悪疾臥在牀蓐栗事之身執井臼毫無厭心昼則代夫耕田夜則還扶助之其暇紡績以供薪柴舅七右エ門過七十歳毎出遊野外必持湯茶往者之遠出晩飯必迎里門一村人莫不相聚嘆賞者有年于茲矣嗚呼婦人之於夫也所仰望而終身也夫疾不事事舅姑而家衰豈堪託身矧悪疾人情所憎且无子而年尚少不捨之改嫁者天下能有幾人栗女孝且義矣哉嗟天道无知洪水横流夫妻葬魚腹享保十三年戊申十二月 官嘉其節賜黄金以旌其事初七月八日大風暴雨川流沸騰懐堤襄陸田中村在其下流夜中人相呼曰水将至避之可当是之時夫疾病四肢爛潰乃知不可起乃謂栗曰我死於水汝疾避矣汝不我醜湯茶之煩扶助之勤銘心不忘今親老汝年尚少幸全生無滅家是所望也我寝此悪病餘喘无所惜命在旦夕死水則幸也汝則避矣栗泣曰相親數年臨難委之不祥也語未畢門外訩々且泣且號曰水声近後者死栗乃扶舅出門外託人曰乞救此翁命舅曰汝與夫来不然我不獨生栗曰敬諾大人歩遅請先行妻與良人及之乃以舅副衣及田地典券油帋裹之以託其人遺之

ガラス使用

而後入室侍夫側啼泣以與夫同死水至遂溺而死民屋亦多傷焉

夫妻之尸不知在所水退民復其業聞栗女之志各出銭物以

修其冥福瑞蓮佛寺中郡国邑宰小宮山某具其状達之

台聽且曰舅六右エ門幸免焉然去年不登安兵衛以田質金

以充租伏望国恩賜黄金以優賞焉則遺老有頼死者可瞑其

以励民志於是賜黄金若干以養舅邑宰以賜金復其田地

以為安兵衛後且為立烈婦之碑謀之一儒先以国字紀其事

嗚呼匹婦之徳上動君心下傳以為寿其名與石不朽可謂天道

無知助

右栗女か碑文ハ先哲叢談（北總原善公道著文化十三九月著）ニ蘭洲先生之作ト中

にみえたり　蘭洲ハ五井純禎字ハ子祥小字藤九郎号蘭洲又号洲菴

持軒ノ男大坂人　持軒ハ五井守任字加助

かゝる其烈婦溺死の記を見るに叙事曲悉人をして悲痛せし

む実に是婦女の鑑戒普及すへしかゝる記のこしおくへき

一文政三辰年洪水ノ節諏訪様有馬様ゟ御届書の写

〻〻〻然る伊勢守領分信濃国諏訪郡當六月八日ゟ十一日

大雨ニ而洪水損有之亘六百九石ト

一本丸　別紙記之通ト　一二丸　水入　一三丸　水入

一石垣　別紙記之通ト　一曲輪内外侍屋敷水入三拾九軒

一民家　水入四百四拾三軒　一潰家　五軒

一川場堤切口五百廿ケ所　惣石数八千九百八十五石

一山崩三十ケ所　一倒木　大小百八拾九ケ所

一道崩七十三ケ所　惣石数五百四十九石　一川〻常水ゟ高サ丈

ガラス使用

一湖水常水より二丈四尺三寸　　一流死　男女二人
一牛馬流死数不知
一四郡水入ニ付芦浦并三郷合若方并百姓六百余
在家畑損毛二千町余水浸又七百石押込家少々ニ付一ツ返る
此外山上原田の下ニ五千石余用書損シ御届ケ大肉[illegible]
自然十代直ニ流候ニ付[illegible]以上

七月十日　杉田[illegible]　　中川[illegible]
大津[illegible]　　杉田[illegible]
四郎[illegible]　　[illegible]

一此度湖水増ニ付大津[illegible]越前[illegible]
上旬より天[illegible]五月八日九日大雨ニ而出水堰切押込[illegible]
村々川筋[illegible]用水江一面[illegible]上山[illegible]
堤切土押流守村田畑植付候毛水腐[illegible]
[illegible]家流失并土砂流込[illegible]男一人
外[illegible]損毛[illegible]無[illegible]
[illegible]損毛[illegible]上の下[illegible]
[illegible]用書土井[illegible]大[illegible]
直[illegible]以上

七月八日　右同[illegible]　　堀口[illegible]
野田[illegible]　　[illegible]

右文政十一子年洪水ハ信州越後の山々より北国筋一面之洪水ニ
而越後蒲原郡之内揚[illegible]川筋洪水五月下旬より
降続七月四日夜中五十嵐川筋出水諸郷村川筋[illegible]者多分流

ガラス使用

七ツ時ゟ夕方迄ニ七尺程土堤通差留申候人足并郷防方ニ付
松代相之宿浮其場ニ而前田口ゟ出張申候所ゟ小森村布施村
堤押切レ口前々押来候人数罷出候得共是を防き兼申候ニ付
ニ而水も一所ゟ相防候松代防ニ付同日立合ニ而防申候人夫ニ而
相成候所御門之宿中迄以之外大水ニ而漸々築堤迄溢申候
其夕方ゟ善光寺ゟ水押来テ水ニも始ゟ及候人々
徳間村ゟ丹波島川九合水ニ而右村杏村辺ハ罷越申候
數人夫松十人出候所篠ノ井新田之荒屋一ヶ所浸水
村々堤切水押来大人夫も敷之相成新田ニ而沼ニ相成候
夜ニ入大ニ沼井ゟ信濃川ゟ押来候人と共ニ
浅野ニても成府中七尺余宅様長ニ上り一尺程水上り申候

---

園部之町ハ部屋夫ニ而屋家門ニ而も二階へ上ケ府中信濃川ゟ参り
候所ゟ差出候所煙ニも聊沈候而右ニ付小時ゟ泥水又ハ布施ゟ大
松代信濃川之者共人足並壱番ニ成七尺余之所ニ而仰付候共ニ
同所江も出候所家居毎日ハ立番ニ而参り出之人々
押出水八尺余ゟ流レ出シ候所地面ゟ東御人数ニ而
其後ハ月半ニ而流レ出シ候所民家ハ去年ゟ出力ニ而信濃
之ニ及水自然之所ニ而楽ニ而候節大馬共ニ而通路
道ハ右村々も楽ニ而今年の七月ニ而床通り泉町迄新田ハ右廿
其後ハ町並一揃ニ而中條一ヶ所ニ水溢れ横口中口ニ而見えた
中ハ御分ハ尚又信濃一之宮ゟ安庭ゟ小市ゟ楽町ゟ松代
善光寺ハ信濃川の右手迄申出い上ハ下郷頭伝兵衛市兵衛申附候段

寝せ一家こゝ水面漂ニ居村丈人体なりて水勢烈しく根なかの
大木材木家々九かす割ハ流木卯吉居屋敷も流ハ出されけるか
危きを見て大勢の者を見殺しにハ別ハ流ハ家財何兎か
ら之と一同喚き救ふとのこと七才斗の男迄何れも不顧己を忘れ
卯吉居屋敷の者人を一同連まり引を出し漲る水勢を乗越
しして居村と新田との間並木の所迄渡り行に掛候処ハ流され
当居村小兵衛と申人母年齢六十斗ニて三歳に成し孫を背負
ひ人妻是も四才斗之子を負ひ其義助と外ニ人男を一
同ニ助ケ出を小かたし此所並中里ハ水中老母の孫を
背負深川渡川流るを娘根限りいふず勢力も尽て気
限りの孫を捨てかくと申也嘉兵衛女房上同人妹弟娘父

之妻共ハ流死すやうやう七才斗の者男是を救ひて漸浅瀬の
柱を手寄りに庄九郎の家迄と流れ共前也苦〆也
押流され危き所や流れ出しに伜平兵衛打人と見え大水浪
して家居若者共若者とも連戻り今更を思ひ命拾ひしとみ出土
流れ来る大木材木ニ取付居候人有り難渋人と見れども及ばず流れ行
是亦漸々ニ助く人とあせりて旅中命無之方々小前ニ乗
流れ来る其板材木に取付居候者ハ其二丸ニ自身流も流
所々を助け人て家並も連戻りして漸漸八十余人を救ひ
相手分ニ新田中家の危き流人を捨ず者共を連戻り又
七才家並を見所連乗り共者百余人を申立命拾ひし
其者も寄ハ勘ニ取り宝も男も構掘捨し其業烈しく

為ニ井りしてとこ亡て押助人々と遣也元十九才娘同人倅又妻
在村後家并実人等ヲも及て相着道ヶ浦浸降上ニ桁を渡寺
社ニ入て以後日為ニ井寺ニ伊豆ニ在りも我とも其外をも流
出を捜し候ニ付其後家の人々ハ親ハ子を流しと云ハ子ハ親を流
しと云人と嘆し中ニも有り親子有り損し候て見ても其死相見ニ不
云ニ尋ね候ニ親子親を引きと知り見付候子共死人と相見えとも
何れとも一向見わけ難く候て泣々近隣の者共幣帛を相勤善悪無言比流と
父の命も其とを朝夕ニ添ひ水ニ流れ候其の死骸を人々ニ晴しくりきても悦
ひ是者早初不思議ニ存候へ共死人生き残り一村八十余人ハ其集りて
同様ニ流死又候者の所々情ニ致し一村相助け入一命を取り
の事ニ候後ニ一度ニ無之人命をも取り留候事も水難ニて損失

高知ハ銀ハ合仕ニ相成り申ても更ニ其とくしく安くしとやせん七郎ハ女
隣村より一村も同様ニ我命助りハ人ハ殊ニ役所ニ主ニ力を添ハり候也
後日浸縁ニ者共是也ハ只ニ減しとハ是ニ而是を戸差も有我
共ニ更流ニ及ハ又七郎ハ宅ニて七浸水の跡を改めハ昔日
夕方ハ引候上ニ尺程ニ上り六日頃引候四寸程ニ川ハ平常引候る
其上ニ早き年々引候一丈八寸程ニ及ひ候ニいハ跡ハ満水ニ有之候も
難渋ニ近も流され申ニ早く井路も一ヶ春之事ニ浸縁の人ハ又ニハ
力を添へ人ハ為何程ニ而やすかるとや有ハ申の年ニ引候一尺
同様ニ又水川七年程押川水ニ而丈余ニ入ニ而四寸余満水ニ及ひ
浸縁者共掘致て流ハ出せ七郎ハ力を尽し一番実ニ而早ニ
其ニ程ニ而残ニ流れ川水ニ而丈余之七郎は浸縁ニ属し者を撫

之一国皆押切て水中に成候村至りハ凡廿一軒も民家抔ハ郷流失残ル
三軒ニ長門某と申者延宝七未年相連り（ことも戸七軒残し家ハ多分
流失乃故伝全家ハ流多く残りよも流死ハ彼乃故庄屋留分抱如何
難有かくも戸数残り日村高も六七内四丈と残り所ヶ五日六日
七日と称し中本に八ヶ所に至て川ニ沢水と成り年利以降板もり
其刻以新田以後家屋建人も一円成りて年か立大家以降諸所に
洪水之根子橋立上より長に至る所城下也九り所接も同
人形も阿波川其後も社大将所々落候ぬ共に一共諸ん
七水ニ而ハ大将風雲小寺乃内里も其候漁村を業以て渡し
に孫子兼合所に於て橋以下鳥川一番之浪殺ニ相済以前
より漁村ニ歩白川ニ七浪一面五斗廿二斗未七年廿日より求め

海と成る其弊ハ昔三月中七年迄六十年ほど東部の高浜ニ本形
奥之様しと相違して先祖の形も書として国部の形跡
常ニ用を究るに其後も形治し七年も書義の門戸の内役
義を見やりに来年荒候村も形ニ月二日ニ至大ニ損抵
其本来乃日の守節も代を第一也旧事以て漁村一村
村十人ニ土地の程と候乃幽の事り書之 又七年漁者の人の家を
守り来ん八分まし漁村ニ寛元二日二夜一時も今も九相の出り
根材本の元自水中ニ浮洗して荒所共ニ長合塩ニ七年より
取り来候の本の失なく流本の古木村本に書もねも治天
此上の其本父母しうち今きまを取一村村十人土地け一
衣七と無ヘ村の拙所しりの識実をいひ又荒しとの世より七八戦

家〻水難検見ニ行けれハ地を顧ミるも其所ニまさに右村分
溝之口一村ニても助右衛門とて富家といふ生業すゐる家
なりしか此度の洪水にも民家流れ失せて八百石余の田畑
残りなく川か池か石河となりて所もなく前代未聞の洪水なる
六拾町八反余所をさらい荒廃して樹木家財を失ひしても
四百姓難儀を去するなれの此上哉 宝永年中にも右等を去りし事出し
右同月廿一日山崩に（にゆ）出来と聞危急防ぎし人足を出して右七年
も到来の溝淵も村長満水に御見分有り候処七許無之
し有様にて候処溝之口二子渡しを立て是ハ方々より
御公儀へ〻被仰付普請出来土出壱丁四方溝と相成る堤幅も
さのミ荒れ候深サ六丈余有て長サ凡百間ニ渡り〻石川の水込

之出来地ハ残りなく石河原と成一宮村川原と成りて溝淵に
残る民家ハ堤に切れて危難ありしと云ふ人もなく家も宗旨
是まて無之溝之口丸子川と云つの堤ノ村ニ普請ありて是
ニ一村限を間ハ保せんと水之普請ハ年々ニ御堤防其
御是と云ふ事ハ出来なし 御見出て又此度ニ往来も出来不
出来と人々化けたり新たに立てと〻溝之口川筋を見るに
下新宿新しき稲ろ人々にて往ニ立て〻尤水神祠ニ
溝淵筆溝下ニ添ひ下祠と相ニ堤を残り古杉并ニ四番〻
稲毛ニ下新宿溝口出水難迄所宮ニ古杉し
去年悲歎ニ其も新宿ニ〻四番〻往来を言ひ
此節年七月中より筆紙ニ尽し難く下ニ是を記す

大洪水ニ而七ヶ村ニ而死人村高當分土ニ成也
橋倉ゟ本宿迄之大笹中ゟ横割ト申処も多く之人今日も吹候
草村を江戸え三日廿八日ゟ下大前川尖ゟ信州之（并七日ゟ八佐久郡此代横瀬村信州）
（元禄大明寺ゟ様ニ佐久郡之雲内上一旅）

一 多胡郡川場宇役山在家野別壬生大百廿八日夜半ゟ翌七日之西之方
度之ニ吾妻郡之内嶋原並戸沢交ハ夫々之降灰ハ八日ゟ四日ゟ吾妻郡之
西之方ゟ原町内六ヶ村并須賀尾村横壁村樽沢村蔦沢村
砂降二三寸ゟ四五寸より三寸と所々降灰ニ而稀候損毛有之
ニ上山岳之如也 并ニ様相替事ハ書面ニ承り候処来ル
気手ニ大ニ外義ニ而ハ無之候
浅間山根方

吾妻郡従原村（人別千人余之内七十七人相残り候）大前村ゟ不残流失西窪村皆流
失中居村同羽根尾村皆流失芦生田村同坪井村同右村々
鎌原村中悉流失其外今井村山岩下村河原畑（かハうバ）村横尾村松尾村
廿七ヶ村従原村壹ヶ所ニ流失其外所々ニ坪井村始其外
一 ケ所流失七ヶ所原村羽根尾村河原湯村中之条
小宇村小泉之村原西村川戸村大前村ゟ流失
一 吾妻中之條村内五百戸程押流五十七軒内人十七軒
三十人流失一ゟ八之流失四十人ゟ三十人并群馬郡
川嶋村家数百六十三軒内六軒残ル今井村流失
一 新田郡関之川流失大ニ而ハ東西上野
一 當月六日之而越後ゟ綿一把八十艘

ガラス使用

八月九日東山関頭寺中山僧より江戸へ来る先年之大水に
上州東山関下前なる川の橋前通行せしに八月十四日より裡書に
おもて通りし人廿町も走りて裏関所一里北川上之廿間斗平沢にて流失
人々并井越て此所川岸上にて流たる者有所にて方々
立テ一千も余る川筋を下に行て九月に通り前にて流ニ大洪水後
今に足立て浸りたる日々出水人々死去道場にも大水のみにて上り
川々山林なく九月廿日村人々死去山々の村川筋に村々流失て痕
立て後にも流出と之に中水に家無熱湯にて中沢子川より
足利あたる中川岸は村家も同之前に流失の人々家
も焼失熱湯にて人家にも焼失戸は焼亡水火一時にて流行甚し
可申としかし

---

相考候へは浅間山大焼と通り出しも山抜沢水出廿里川の上へ
浅間山にて通り裏に当り候二日廿川熱湯流れと見えて根元難知
諸国にても所々諸方にも浮第一に浅間山焼にても無く浅間近辺
山焼にて夥しき熱湯焼石岩土を吹出し山々通りもせず其
事も前代通り内の家も夥敷焼石も岩石も土泥にて埋り
人馬牛夥敷抜川も山にて住獣も居所無く所々散乱甚
焼失に付所々申立候先にて焼失に付毛吹来とおえて戸は大山に流
変山とおえて上州大焼にて碓氷通りにて積もるゆえ
八日之節にて沼の所にも大変にて一日通り限川筋より六百人余今井
上沢にて一里斗有之所に言語新田大に流れ廿村にても一家残らず
流失有之通所に死骸熱湯中解廿町余も掃人に相見え候

神仙の住居と人々もて皆在此山越ニ今井浦へハ多く居る也　相立
九日三依を出、廿九所も山を越ミて通り出所迄難所ニ而高原へ出る
より廿五丁も藤原へ六丁大川橋有村ゟ大谷流出て山間ゟ流出る
みより凡六路七桝立大なる橋有之是ゟおよそ右ハ高原ゟ織戸之ハ
其ゟ西北之方高原宿ゟ雲母之下野会津之境也廿丁ニ結之国関
此辺ゟ五丁計藤原大川之流上別当ゟ流ゝ流ゝ中川之落合
塩原ゟ廿八丁川之流也ゟ思ふ三月川へ出口高原ゟ七川橋村之
田畑大なる橋也塩原村ゟ一宇橋の川ハ流出る鬼怒川岸より出るゝし
川留ニ而ゟおゝ江戸と常陸へ流れ也所程甚遠まてゟ川ゟ川
此之聞し上別当之七大熱湯流ニ交り而ハ末流末ハ川留
をも此なる所ゟ熱湯押流ス末煙我人多有之也是ニて宇都宮

程と道路ハ六里斗ニて大己之ハ凡て二里と申て迄ニ道ニ至ル下
九日之八三之宿原ゝ五十字ゟ見る家ハ有て不ゝ村し神原浦ハ
一流ニ家業を採猟ニ居白汲地ゝ里道の鐵ゟ大名也下方也
と云ハ子ハニ在し　上別当十五丁も出状之也

一　九日塩原ゟ箒川ニ出ルゟ不へ此外ハ三日入テ甚大ニ熱湯
押流大石流影也押流大分寄也ニ箒川ハ御川橋ゟ村ゟ大分
押流し怪我多し　利根川の岸ニ流し村々化ケ村怪我人数多

一　此所高程ハ丈河岸之辺川岸より不残同所ゟ人出家居民
根と熱湯出て押ゟ鐵より二階迄根ゝ人共ゟ熱湯ニて隠れ
下ゟ下り上りもゟおゝ今日也ニ入りける

一　永保より村共之浮しも之て文化十年申三月三日七年以後より定知

一 出羽国之下[illegible]室[illegible]より

一 信州日川[illegible]大なる流あり

一 安中[illegible]二尺[illegible]也[illegible]男石[illegible]

一 蒲生[illegible]太刀の[illegible]焼所

一 [illegible]井[illegible]大石[illegible]失[illegible]石[illegible]也
大義[illegible]廿寸[illegible]上別[illegible]越
[illegible]上別[illegible]越後之[illegible]後[illegible]より

一 桐[illegible]書[illegible]下

一 二之[illegible]一人[illegible]下

一 伊丹[illegible]地[illegible]重[illegible]地[illegible]
大[illegible]

いし[illegible]影[illegible]江戸書蔵
茄子一ツにて七八丈之[illegible]茄子のごとし
右浅野[illegible]寛永二[illegible]生て[illegible]十七歳[illegible]
[illegible]
[illegible]江戸へ出[illegible]
[illegible]田畑の[illegible]多し[illegible]浅野[illegible]
[illegible]義之[illegible]記
[illegible]人の手[illegible]

丈山先生碑文和解

姓氏石川 丈山と号す[illegible]清和帝の皇孫源義家の流にて
世々三河に住して 名ハ重之 俗称ハ嘉右衛門といへり 世を

月堂の文書

石川丈山翁遁世して丈山翁と号しぬ古代の祖大坂助信貞より　御当家に仕
世をすさみし[illegible]有り[illegible]昔老を切きより頴敏をもれて[illegible]二歳より
しより東や[illegible]
古今十年に[illegible]文四[illegible]一里[illegible]の道をとまとく[illegible]十六
めきりなりか[illegible]
とそ探り[illegible]
萬巻書より君に仕へずして武道に勝れ給へハ　君御[illegible]
りれハえ[illegible]
惺窩に従て[illegible]之大切の文[illegible]の[illegible]に出[illegible]
其かのて[illegible]御[illegible]より出て四天王に[illegible]
[illegible]偏[illegible]別にやりける[illegible]にや人〻に組[illegible]一命を捨て
[illegible]切[illegible]王道の事をとて唯一筋[illegible]
[illegible]職郭に[illegible]作[illegible]十有[illegible]人に[illegible]合探の[illegible]の[illegible]
[illegible]作[illegible]
[illegible]遁すしと折[illegible]是も[illegible]折れて[illegible]

さらへにて[illegible]事　君御前に参りて討取首を[illegible]りけるか武功の
ねたかる[illegible]軍令を侵しこそ[illegible]
しお[illegible]をまとして御勘気を蒙り夫より都に出て惺窩先生に従
とも[illegible]の道を学ひ羅山先生に[illegible]書[illegible]
[illegible]
出て[illegible]より名て[illegible]人に交り花月に心をよせ詩[illegible]
[illegible]てあとハ文字を[illegible]此歳の[illegible]一筆を[illegible]草庵
[illegible]を結ひ[illegible]和漢詩仙三十六人の[illegible]を[illegible]て庵
[illegible]人〻に[illegible]探幽法[illegible]に二十[illegible]像を[illegible]させ
[illegible]其人〻の詩を[illegible]
[illegible]を詩仙堂と名付自号を六〻山人と以て[illegible]月[illegible]
[illegible]せしさと甚てろ　後水尾院はまた御代[illegible]

足らぬ為の文武に長く甚ニ而能はとやすきを是一ますやなひて林中にかくれ給ひける
世に殊にしてはあらはれかくれは世をのかれきりて此にありて二つひかくの川は深くありあさと
おのれくんちかひして住れいとて
さしの諸侯おほくのわたらしな蝉の小川の浅くとも老の波そふ影もはつかし
帰らせ給ひ
みかとも帰らせと詠して是を献せらるかくく辞し申されけれは猶も叡感乃
を唐歌のわりて老のはよそにしてを老のはをかしこくと
こく詠に是を勅詠を賜り其門に入の傷ふて三年を堂前丈
の昔儀のよりも世しれまりの五月つきまして只に身に武功なし
ある時その子は玄之とおくに倫て身ち世になる事をわきまへてりき誠に
て是非を述一首住人の世に文道ひろく学ひて物にとかれ申すは誠にて
つゝかてしは武官人の此の道をやまえて是れり朝鮮の使者に士権侙と云人
（朝鮮の書家権侙の書後なり）

其の下學の暇のいかなりかんをれは李杜之れ日東の李杜なと称せしといはれ我朝に於て
く久しき隷書をも能くし又書を学び其の書世に行る
小野道風の流を得て文武兼備し風流いと勝れたる
学ぶもよし六條の家を作り丈夫にしておのつから齢のきふるもたかの寿九十
紫を鬻ぎ其の後には梓を作り其に詩仙の像を得て
家を取得て満渓桜花 前村秧雨 崖巓保泉 砌地卯月 渓辺紅葉
内井閑月 四山こる雪 台嶺閑雲 鴨河長流 洛陽遠祠 林頭樵楼
住所にして 園外松声 疎曲叢祠
良景を見る

詩仙堂園中十二景

亭号

詩仙堂　嘯月楼　半山床　至楽巣　梅関（庚嶺の梅に中門なり）

四巴稟　小石川　蜂要（此外先哲叢談ニ大拙　烏鱗　山木　山村　藪里　東溪三足皆別号トアリ六ゝ山人又四明山人）

大将と称ハ文政の始二三の好事の人仙果を守花法師詩歌勧化して人ゝの志を八重の桜に儀まんとて江戸中をめくり此月臺に詩歌を勧を集めて額にしてかゝけしとそ

（金龍寺桜ノ詩勝巻百六十五ニアリ合セ見ヘシ）一文政八年酉二月　公照原寺へ入金龍桜所遊覧に来られ御供せし人ゝに詩を賦せしめ給ふよりて詩作る人ゝもまゐりて高文奉りよ又詩作る人ゝにまゐるへきよし仰ありて召の後和歌を奉る人ゝはまゐるへきよし（詩ハ故枝大幡桂　奉ハ兼郷）詠て奉りし事安太夫人もと海の花を題にし新右衛門花の露にこたへ奉りし事のいと人も知るところ也此日の集物の事もきこえし也　其七月所かの寺の

随ひ給ひしと聞ゆるに此花ハ一重にて華やかなるもたくひなしとて名花と俗にけりめてさく芝井の山寺にひとへなりける花をあつめて本寺へ来てこれを御覧せし世の書とも以門へて大樹當八重の花をうつしたるハいと稀なる事とて此花の名ハ世に残りて今もいとめてたし思にはやく其寺にきこえて安く花のことをたてまつり給ふ事の名ハ又其所へも成りて今もかへて是を見て奉りたまひ後も成りて是を寺に納めて世の人もなへてしる所の事也

---

観照原寺櫻詞巻叙

今茲二月　公観金龍櫻於照原寺召国政以下臣僚従焉蓋俗是我祖顕国公之故事也嗚呼自我祖之賞此花至今既二百年矣其間遷徙封邑于数千里不止一所而我君臣去此亦百二十年于茲今従傳誦是我祖與諸臣唱和之篇什欽慕

ガラス使用

一時藝文之盛而欲同其樹之栄悴則未由矣毎以為憾也及今公頃者再掄是封上體祖先之盛意下憫黎元之曠化延召耆老訪問舊以及当年之遺事勝跡盤復始知是樹之保栄有待以至今日因又有是游豈不大愉快乎抑臣聞之

しけりしとかうき世の人もめてはやかりけれは
封さへ山の木ちりな所謂の[illegible]の桂をも植し[illegible]
とせまりぬいさゝか違てと[illegible]とかうて生させ給ふ[illegible]
何の所見えゐ立てあまたすこ庭の[illegible]より[illegible]
ぬるまてあまたゐをとりけるのまゝけふ荊棘を伐[illegible]をみさま
てさしかゝる幕折まし[illegible]掛けんと[illegible]帯みな仕奉り[illegible]
歩みて一本桜[illegible]けりこれなむ祖君の[illegible]に今[illegible]
うし栽させ給ひしといふ[illegible]川[illegible]て其根[illegible]せし
ひさしとみえるもやうゑて枝も[illegible]花の[illegible]も[illegible]なれ
冷艶雪をあまたしといひしもかゝらんとめて又[illegible]なく
[illegible]風もなく[illegible]やかとゝめし芝[illegible]時

是襄祖之始封于此也承東西兵争之餘瘡痍未起民多流亡而是襄祖為之尽心撫卹労来之使之安堵如故又創建預宮庠聘名儒躬親率先使士子翕然嚮学于於是乎材能彙進民物富庶政通人和頌声四起而是襄祖亦得以時優游為楽焉是其篇咏之詞貴国典寺世操觚之流莫不廣

を得[illegible]とてやぬ[illegible]所[illegible]に入ゆくやう[illegible]
祖先君の其ころより花の宴せさせ給ひし詩筆を一巻
也[illegible]て所まての人[illegible]世の文雅乃
盛んなりを生しか[illegible]の律の[illegible]かの[illegible]帰る
へおの[illegible]とおもへしも其花[illegible]の[illegible]京其[illegible]に
より[illegible]て詩筆しけれと[illegible]信を[illegible]所まての人[illegible]拙
ともいえれ[illegible]をあしりて[illegible]思ひ[illegible]隠[illegible]盈
[illegible]まてたなり稀の所書とみれし[illegible]人乃
かきりなき[illegible]てのまゝに[illegible]永きけも[illegible]く
華れは所謂の目[illegible]を下し[illegible]かうたとく
[illegible]ましてをかいか[illegible]かたりける

百歳而朔美風月者不可同年而語而所以能使至於後人深敬愛之并其所遺草木而不能置也今公既奉祖先之旧物動必考典章平雖一時游息之娯微末之事猶能不苟如此則其於布政施教経国之大者必能不愆不忘亦可知也信乎其守成拓業以光之業祖先而啓佑後人世臣知是巻之傳誦於後来而欽慕無已者亦猶今人之於曩祖也
謹為之序

陪遊嗣辞謹録于此

鶯声何眼睃春色満林卸息
駕松門静傳杯竹院
坐名花遠愛在扉
藻田題詠盛事今猶
昔承恩感遠猷
文政八年酉
臣大家桂
頓首謹稿

右の件
八字りし
なれれ
送感ここ

---

人こそ信てゐめとしよ元より抜き水茎の跡も失せ行
らねといふことも思ひあきハ見ずれハやしきをもつれ
也ゆかし侍りぬ
あつまとものやのたりはゆきたしきまれは七日
吉村宣慶稿

うちえれハ生まれんをいやましぬ花の千世の風も吹きて
服部石之丞　正衛

吉村宗右衛門　宣慶

小倉山桂て久しきさくら花昔代春の色もかはらぬ
三輪蔵太郎　元照

桂あしきくらハ楽世ひてしは松の千世をと花もさかす
久保十左衛門　久貫

あけて世のゆきたる春のかたりしも家の桜をみれ
河村安之助　正寿

うへ栽し一木桜なるも枝かそふね花の咲かなよ
内今十兵衛　重安

梅し桂し神の恵に咲ける花の色香と世にたかきなれ
岩清水右衛門　尚徳

うへし桂しむかしの花も家の世の春を待ちて咲く句ふ
住見揚五郎　尚恭

信きる世の恵みも新たなる世ぬる代花の色香は
向井新之丞　好之

うへし桂し恵の家の世にかけて花を千花の光るも家族
嶋十太夫　寿水

入おのかけて山さくら家は代ちしぬ花の名ぞ
駒井忠之進　兼郷

うへし桂しめてえて家千年ても色香あせぬ花の梢は
和田文左衛門　豊知

見えそえてまとせ御まりの花の盛りに匂ひ栄ゆし
芦田沢次大夫　貞芳

栽ませし昔をしのぶさくら花信しき千代の影もかけり　カ
田中忠右衛門　由章

昨日の枝はいりて咲く花の色もかはらぬむかしの春をみるかもあり
新見百助　正之

昨日の咲き八千年をこめて花とも世々に咲き出る後
山中弥橋　俊章

うへし栽て家世々にかく植し花昔風の色ぬかれ句ひぬれ
成田蒼左衛門　行明

一文政二年卯四月去年御保城御用御使ニ而如例御拝領
これ御歌ハ万代ニ能中ニ卯をせりの吉瑞を寿祝詞ニ而集下
まよし教授広瀬蒙斎翁之介と兼勤ニ仕し有られハ
御歌ハ詮定ニ精気をたくはへて五十首も追も備へると
せんせとし　文政二卯年のれ　大君ニ御かたり万代ニ
御歌共ぬきかいこそうこれる是せん一霊ぬれ
祥瑞なれハ其下を呪して尚よこしれと仁ニ而
めでたけれハ其祝ひの人をよみてなりける　服部備後守　正保
栄ゆく御代ハ御しもの身をめぐる千歳の代の末まて　同　石見殿　正衡
よろつよし深き恵ニあふ御歌の千世のかこや万代の
万代と御世の栄を寿かれ千もぬうむ遊ゆの人かこま　吉村久太郎　宣徳

万代も君か恵ニよせれよし御歌にてをせつし　山田寺　日照
栄ゆく君のためしと万代のかきりなき御歌の中　之徳伊織　こは久徴
こよみ御歌も長月に安りて万代と庭ニ栄ゆく時を　牧野一左衛門　春通
御歌の千をたまふそれハ君ニよ安き千代を契　牧野道寺　こは　益秀
いや栄よ君か恵ニ於御歌ハ万代ニ付て能や書くし　向井新之進　好之
万代も君ニよせれの御歌なれハ身をうけてことほき千め　石井孝之進　兼勤
大ぬ御歌も花ニみたる以て能あるをまつ君か千歳をまつ　岩崎熊之進　尚徳
仁ふかきよ恵みを君か代ニあつる御歌も安かれ之て　和田三介　豊知
君か為蒙ることに川の水の御歌も能をまつ千代や栄ん　大橋紀之進　宣明
大ぬ御歌かいこも松の葉のいく万代も二葉かし　成田三太郎　明
大ぬ御歌も二せしよ安ゆくも諸共ニ千代ニ千代をまつ君やたえぬ　江河九郎　政勝

かしこきみよにこたひちよりも君か代のためとて此由を宣恵（吉村文翰）
あかきをもちて侍る君か代をよろこひて宝を上る萬代のためよ（朝倉石助）正之
臣か名の萬代におよふまてもあまを見ぬ名をもたへぬためす　重賢
おほしとき詩を作て献りまゐる人の前おき（常斎老翁）

今茲箆籠鷹隼生卵其母鷹隼蓋　府朝所嘗賜也
公以異之且忻其賜向蕃息使諸臣献詩歌桜史
延暦十七年主鷹司生二雛　帝愛玩長養令
群臣賦詩竊以　公之徴今有符于古者乎因
各賦詩一首以應　教云
右立教館中諸士ハ詩作ハ呼さされ成にて出逃ゝゝ

一野州足利郡上川崎村百姓逸八後家もん行状書

山口鉄五郎支配所
野州足利郡上川崎村
百姓逸八後家
もん　卯廿八歳

右者若年ニ而婦備候ニ付野州梁田郡百頭村名主揔太夫娘ニ而
寛政八辰年廿歳ニ而右逸八女房ニ成其節ちよと申候處
娘之名前を憚文もんと改候男勘五郎娘其外人數も有之両
親之存命中者ニ改し逸八七十五歳ニ而去ル巳年男子
出生勘介と名付男女共幼年ニ而同年父ゟ逸八労
病ニ而相煩稼業相止候て病氣ニ付同十一月重病ニ而中途も
介抱致し名主共相果候もん義元年名主も村人
家ニ有之候ニ付取ゟ知ニ而義元ニ而其夫ゟ
相続逸八名跡夫家並困窮ニ而地所も相續致され

鷺流之名号ハ仁右衛門様被仰付候得共御若年ニ而無覚束候ニ付御果旧
相も相立候得共相立入夫ニ致養子候名跡相続させ候ハヽ勤方
行届可申と存候而娘俣勤方も相続人ニ相立候処右川も
入夫申付候得共見極兼候而相続ニ而も難相成田畑耕作旧冬
洪水ニ付書付等取扱候ハヽ重事出来候処甚七当年
勤役四歳ニ而御座候ニ而二三年気も御座候ニ付元を離レ候而も家業無
ニ而右勤候而勤方[illegible]申候ハヽ未熟ニ付
有之候ニ鷺流相続仕年寄ニ御座候而も若輩ニ御座候ニ付
他ハ流行も無之候ハヽ鷺流を大切ニ致シ候ニ付勤
若年ニ而御座候而も右之御付候ハヽ而も相続候而御相続
被為遊候而も相続仕候ハヽ年ニ御座[illegible]大川

一人の儀ニ医師之業代ニ候而今般等右之事候ニ付勤方ハ
病者先々養生致シ候度々合申ニも立合之宿致シ帳を
又ハ病気ニ相成候ニ付人々ニ付候ニ付合申候
手前様も無之候相勤等の様子ニ藝能好物ニ而病気ニ付
風と申候も有之候月迄公儀之ニ相勤候勤方
も大工ニ而も宜候ニ相立候ニ付無之候ニ而事之候手前ニ而之上
事を好ミ候田畑ニ而ニ勤候ニ付事を其外何ニ而も好み
を差押ニ候無之業用相成候ニ代従も無之去ル丑年
相勤大病ニ付医師も候ニ付村内業師御免ニ付之気
以上病人勝内中江も及び[illegible]毎夜事ニ主ニ候
是迄例を勤仕大切ニ而も相続仕候而二十度ニ及候由

老候得共江戸江罷出候処途ニ而病死いたし候ニ付去丑
三月廿八日七十七歳ニ而相果右病中姓も打寄り打ニ頼候も
分限帳ニ而もいたし候大坂御代官百姓共ニ至迄様之
者共ニ存候様ニ而年貢無滞所ニ而も一同ニ其
子孫ニ至候迄ハ道中之事ニ候得共右者人別ニ
之病中ニ至候而ハ無之候ニ而相勤候得者且勤方之様子
前件勤方を相勤候ニ付当年迄祖父又無之相勤候
家内役人ニ悔之事ニ家内相勤候而者成候而ニ付後藤東
其ニ有之相村之子孫ニ至迄帰候其外一存ニ相なり候
且又其外親類役人百姓村役人ニ至迄今日ニ至迄相無
之候年貢未進無之候日限迄ニ相納候迄丹誠いたし候夫

相果候後因病ニ而嘗姑永くし病中負三部を存候而孝行
致し嘗而果姑之病中も骨身を惜ます看病致し
孝行を尽し申候

一去寅正月六日夜掛役文七花木口ニ入り候処姑七勤
候と同村大川八右衛門押入候者郎兵衛かし同候
八所ニ盗賊立入候而物音を姑并嫁を致し負之由
起出と候しニ中大川郎兵衛宿之者を盗賊負候も
押候節之而音高く之勤参候ニ病師致候居候ニ付
盗を起し候盗賊を相姑ニ付而も存候ニ付て頼もしく大切
之夜寝ニ置き元姑ニ者候而相押候て夜ニ而看る
押候無所ニ掛出所共ニ其之盗賊ニ後ハ相自ら申参人

之盗賊ものゆゑ玉と添し弐尺脇差相自分[illegible]候而訴し候処

島自身弐尺を抜所頭ニ相立捧合書江戸より被仰付

傳し処とこれ同出何件勤役も障家ゟ出来候所際

今般右茶屋方者共召捕捕押盗賊ニ而も御座候而所訓候

有切盗賊長吉十郎外訳しニ実義又八被申立候底

米七兵衛と申者相附之旨申越し重唐ニ弐尺二寸縁ニ添

麻も唐伸弥右衛門太通り前状之自在通両度之元

下総ト盗賊共仕置[illegible]ニ[illegible]通

野州足利郡
上川[illegible]村名主
[illegible]八郎家
[illegible]川

右大川[illegible]年貢[illegible]当[illegible][illegible]其[illegible]

其もかくゝ盗賊を捕押し将来如し[illegible]仕[illegible]有

[illegible]永代[illegible]年貢[illegible]上[illegible]

[illegible]下し

無宿
太[illegible]

右[illegible]盗賊無宿[illegible]野州上川[illegible]

[illegible]八郎家[illegible]川[illegible]宅[illegible][illegible]

[illegible]戸[illegible]大川[illegible][illegible]

[illegible]押[illegible][illegible][illegible]

大川[illegible][illegible][illegible][illegible]盗[illegible]

[illegible]大川[illegible]将来[illegible][illegible]

已上

訴状被差出候上下然ル處当卯五月松平安藝守殿被仰渡候ニ付
別段被申出候ニ付御吟味御座候處農民共難渋ニも可相成百村ニ
百姓共之儀ニ御座候ニ付以後之儀四ヶ村一同ゟ御請書
者も無構我等御趣意通相守可申候旨御請書御渡被下
上候ニ付則御下ケ被下置候ニ付御請之通御下知之趣下ニ為御受申上
書を以相成候御請書差上候上者右一件之儀ハ以後是非共可申上候
四月廿七日　松平五九郎
桜井忠右衛門
杉浦作右衛門

---

御請書

野州足利郡上川俣村
百姓逸八後家
たつ

右者川俣村百姓年貞節之者ニ而姑ニ孝行を尽し一旦安
外ニ而も健気ニ仕成之旨御聴ニ達し右之趣農民
教諭ニも可相成候ニ付御褒美被下候旨被仰渡
ニ而右之段一同承知奉畏候則村々百姓共ニも申聞
可仕候右為御請一同連印　以上
卯四月廿七日（文化四ノ卯也）

右之通筆助越後守殿於御勘定所被仰渡郡中ニ触
一世ニ希なるしき孝行貞節成
右之通原ニ褒美可相申候後之加之
可相成之於之ニ而御勤年

238
577
1

桑名城内
駒井家藏

鶯宿雑記

五十二

238
577
1

ガラス使用

# 鶯宿雑記巻之百拾二草稿

## 諸州採菓記抄録

一武蔵国青梅村此所に青梅山金剛寺内本堂下に古石垣寺に梅植たり

に青梅と云は四季共にみのる梅也此所の町まで青梅縞并上両縞出る

を売る市場にて一ケ月に六度つゝ有といふ同国多摩郡川樹邨花

知りけり三本村に相生松の雄松雌松共にあるか七百余なる同し

那賀郡安芸荒四郡知りて小平村春真寺に七尺咲たる梅あり是

三郡安芸荒四郡知りて芝村に三役竹といふ是ハ所用に上る

一伊勢国紀州領内田尾領同村に庵子若といふ不に指差剣

とい云大欅有此等通行に幅十万斗の川あり其上に松風ちをと

於渡し江本れ水深より橋のなる丼松万斗も有丼橋をけり

象卿桜青梅村の梅相せよ子常梅なり庭一常梅は四季共に実有をみとゝのく三役竹とまでとりあゆや竿と奥州小野よ以上て見えり三本双竹花てなかり象卿の宗家田中家の花次も布武吊とせり行り

桑名城内駒井家蔵

甚危ふき所也依て橋の下ハ甚しく深くして其底を知れ
其辺ハ山陰といへる所なり此處にて毎月人を悩まし又壁虱（ダニ）といふもの
多し是又所ゝにて毎月害をなせり然るに其辺下民の地にて男女の形状
之におそるゝ事なし所の者にて其始を見たるものハ多し又同国に悪
所神の大といふて通行の者ハ殊に多し此村の者ハ往来をなせれ
其大に祈ある時ハ流行病を安て明に平信て其大に祈願進行せ
速に此地にふれ往大井上を直祈する事に依て其病難を遁ると
いへり同国流座郡三ヶ所村に橋楼といふ名の所の楼の本よ
りと橋の名宗りて出たるといふ所の橋楼を橋と申す故ありといふ
より割の名のやうにて布施も宝保も中宝　台命に依て御地に

何某橋所用の石一丈四尺余二寸廣さ上し以上此石を桂となる
此橋の其村ハ東海道石薬師村より一里ほと南方の
かくへ寄る也ハ三とゝ村に有る此所にあり

一志摩国鳥羽領五ヶ所村新宿村此二ヶ村に鵜殿石有り
其石を出て銘をうつし浄瑠璃を乞へり三津浦辺に寄て
青き所ありて此石の出る事甚き所を生ずるなり
鵜殿の内に此外鵜殿か所の上新町村といふ所に其上
有りまた長き石も廃土もて淀芋石といふ事もあり同国母村
其辺の辰砂を採るもの穴の中にあり其年大分に有る所に出
しもせしより依て諸社を創立也

一紀伊国牟婁郡鵜殿村に田中一の大石ありといふ（長サ七十丈　横凡六十五丈）有り

此石古呂川と云川の傍ニあり野中村ニ兵衛の母櫻と云名木
あり安珍の語容ハ出世も詳ならさるといへとも年十八九才の少年ニて
ありて杖あり同国熊野山内村ニ千里濱と云所ニ庵室と云
物あり此所より出る卵の革を形ニ円形ニ濱ハ在とし淡国ニ出る
遊木綿と云物ニ同国清姫村ニ西路あり真砂庄司娘
清姫蛇ニ変ル所但其の淵を七巻半まきし淵と云
今も傍ニ隣巻淵と云天音山道成寺是ニ開闢ハ文武
天皇勅願ニて大宝年中代ニ草創紀大臣道成と云者
之をとて隣巻の中ニ有ル磁碑天皇代ニ何やら近長之
子八月之と云清姫十三才彼の所の影なり
前の世の姿の者と云熊野の神の来りく人也共ニ云ろ人ニま

---

安珍川の傍ニ安珍塚あり
云熊野の神の来りくと申ハ此地ニ来ハたのをとしきりて有れ
道成寺宝閣より出で霜月ニ会ニ毎年ま清姫と法より会
年ニ一度と云ニ出る所の僧都ニ此の傍ニ来て安珍か塚ニ詣候と
有之き古跡と云ニ廿年九月ニ執一月と云ニ東より来る読書長一
大六人ニ置下五石ニあり同ニ云る熊野山ニ大坂村と云所ニ出を
云る熊野の名所と云其所ニ来り旅人ハ此所ニ入まして此迄有
在毒水あり云清水の事なり
何れにても汲ハ無用と云旅人の云る此の安珍の川の有
執事より毒水汲候の制札あり同国熊野山内村ニ
此根本人参と云又慈云る代村ニ大木あり桂と云巳載天村

（重由云る名単信村と云所山の神下真田寺村数ニあリて今も有處）

ガラス使用

をして世を忘し
訓し条鄭も茱草の名あり
宣ふ一篇を
るなり

一 大和国吉野山本堂（十一間半四面南向なり） 本尊釈迦（長二丈六尺五寸） 左ニ弥勒（長二丈二尺） 右千手観音（長二丈四尺） 此寺は門前下千十三石の寺也し吉野桜と以て名木寄木と云也やとりを木を桑寄（ヤトリギ ソウキセイ）せしと名付て蔓を満山桜多し二三抱ある古木訓し桜を専に吉野山蔵王権現上人を開なり東照宮は今にて依て吉野山の方より吉野名所と以て桜竹を毎年大坂御蔵より上納有と云也 同国長瀬村より吉野小杉村辺の流れ出る当所旦無福寺其後の初瀬也と云也 式四十四町四十四町 にかなる前の様次の池あり廿四町此池の辺芝地也て毎年菊の紋有り寿る日大明神門前下二百石の年と云なる所に大荷あり山門と云（東西二十八間 南北二十間） 門前下の表の事も

以御免は廃多し 並東大寺山東大寺山門二月堂大仏堂門前下五千五百石の寺也 堂は大サ（竪四十七間五尺 横三十九間） 三丈三尺也る大仏の長六丈 同国金剛山門前下千石也る宝生坐菩薩と役優婆塞三国修業の土を以て是を作ると云なり長さ六尺三寸五躯ニ彫刻ス耕作は所と云此山葛城の名物として菓子所出て上品を金剛山様樟と云也 此菓子葛城山の葛掛し同国多武山峯門前下三千石也ある寺なり 坊舎四十二ケ所有此社ハ藤原大明神と同大峯前鬼山五鬼と云廿石高之役ノ行者道跡掛連りき陰地し此古より役行者不の前鬼後鬼と以て物の名之廿五人は名（不動国助 中邑行監） 其子の名ハ鬼童鬼継是ニ以子廿右代叙子只廿人を撰て代婚姻を廿十ししり同所より雲母出る 俗ホキラ

ガラス使用

とぞ。又同国十津川郷の百姓郷士は例無之門扉を
石にて不取地、長サ十九里程、横三里程なる所也と云り。同御山林多
其中の百姓共由緒の儀、天武天皇御難の節、軍功有て、在所上
派る節、八二条御所の旧程の御荘ともに年貢は無之
献をするなるし。天正之頃迄ハ不用して其末に至り、公より江戸の御
奥にて、百姓共、年貢を定め免除してその風俗も
農業専らなれども、又武道をも怠らず、廣くも旧記の儀を詳に
渡し侍る。又鑓・鉄炮も是を嗜なれしと云ふ。扨又十津川乃
其三箇をいふ所の村中は妻子婢僕同地に於て本郷人
其中にて育ち、小児男女の庭を出ても、又其より
元来人目有て此国風に是なる所の人なりて風をも
此風俗之仍偏古より変らぬ事なり。然るに今も王子の無しと云り。其
京都大坂より人多く入込、山中なりと雖ども土地広く、
此処は多く四時共に耕作の事を勤め、商売をも専とせず
十津川の名ハ大和国中にても其風俗正しく其名を知らざる
者也。

一　淡路国（東西七里廿丁　由良ヨリ津井迄　南北十三里卅丁）（福良村マデ　村数二百十八ケ村　諭鶴羽山　大川なし）鶺鴒島天地大神（イサナキ　イサナミ）尊と云。祭礼一ケ年に七十六度有り（二月十一日　七月七日　八月十五日　九月十五日）其外
小を祭神数有り。同国大榎村其外芦原国と云。不誂三宮
四丁目田中にある同天神、宮移石有之。同自来中時代いつまでも神代の
大あしたて、とり村花とりし云事ある名有之。同三条村其外
より諸国へ渡海の分おいて出る。是を四国まで八里と云。

ガラス使用

出しとみさし

一阿波国（東西廿二里二丁 南北二十六里）鳴戸ハ日本一の海上大難所也（淡路より阿波へ三里 舟渡せり 東南の風ハ大出水せすれ 西北の風に出帆なり）其所の汐ハ門の時ハ大井川の流のことし さしつめれ時ハ岩も隠れ汐も流れ海上静也 其時淡路の渡海也
汐の落る時ハ山のことく明て大滝并越所の如く立て なりそゝ
岩ありて其岩ニは汐かゝりて 凄まじく其中にも鯛の釣船
あり 鳴戸鯛と申て大名物也 三里切て鳴戸の
門ニ鳴る所の飛島阿州の島と小宮 鳴る鳴戸の浮
二百尋と云 鳴戸より船に乗 上る所ハ撫養といふ所 淡路
阿波の堺也 其所に順風（待宿有）待の間所よ 淡の方より
を撫養の裏辺と云 古跡也 里は海士の松其所多くあり

兼好法師の事ニ
世の中をわたりくらべて今ぞ知る阿波の鳴戸に波風もなし
当国一の難所也 仁井田村其辺に直根上人参る所 田の浦村 阿
波大難所也 其の橋長サ廿間余 幅 水際より三十丈
余 其川水早くして 滝尖の如く剣の如し それを其上の
橋を直に渡る時 眼暈（メクルメキ）足小刀を見 祖谷橋の鑑也
をと云 両岸に 其上に橋子の様に一丈程ツゝ橋まで
をはし 是を蔓にて編 其上を伝ひ歩く也
此橋ハ直に渡りかたく 川の上に門波 中に 石に風
時ハ甚危き事也 筆にも言語にも及ばず
あれ 祖谷の橋より前ても 見る事の多しとそ 此橋を通

ガラス使用

えの下に穀米を変されしといふあり社洵楊を与れて
他国の旅客こゝにいりて甚危難を凌きて六七日も考を
跡をまよひて此楊をはなれまよひし事は此楊を渡りて
遠めくして今の岸にはなる思を顧ふなり危きとふ所
小路より西楊の新西之国の阿川村に一つある長門守古城の跡
有り此所は長曽我部長坂元親を討れし国難陰川
より二里ばかり西の古路之国の境より諸国の船の帆柱
出る此山の上に又庭中山なとといふ山の内に庭て雁を
業内は古くは其故を向社若村の此山には蕃独天狗山に
天狗といふ大魔王と申伝ふるよしといふその夜狩天狗等
古風両を打落る大雨誠に落ることなかりしを承る事甚し

かくし道所八塞（せまく）くして九ヶ所を越えるにあり所多し同国
八坂坂中八浜浜中是を八坂を上り下りて山に入給ふる
る八度川の所にて此名所りといふ四国の名所なり
一　土佐国甲村浦鞘所の名物にて江戸まで交易するに一所ありて僧西三
四十尋ばかりまで入まさと此所にて八僅七八尋ほどは甚深サ一尺ばかり
又同国寿方宮之の浜より渡りて龍王ありて人家を尽く換されし
依て村々に大数に法螺貝を吹きて浦民大勢集りて是を
追返さんといふ所の者は他国へ行かれ又阪へ行かれといふ此国無る
村々に是を古代道具を用ひし一石ありて此事をしらぬ者
土佐の此は又同国より小島出る是を世に土佐狗といふ是は
該国の馬なれば土佐馬ともいふなりといふ故に一も此地の馬肝従く

ガラス使用

大なるく星浅き島とて百数十里の跡花紫を弄せして行石に
ゆり星を拾ひの害あれし彼國に限りて小島の〻有と思ける
る蓋讃之彼小島ハ不とも用ゐられし云かし新の石に便
ありて何れ其後りし阿国三る紀山城下之方に此口と云石

一 國の名所之
あ同し心をみつへし よ程なれハ新の尾もまかしる人れ
よろ川世を甲斐る君の為にめりハかくしてとえし石名郷の係
短猶のむら世を切て淵をおこかなし ゆうりてもれ
葉蓬久世に此外の名数て云樹老の所の傍に此を
阿国地辺より土佐氏小松島より出る鳥亀の形ある鏡
出島し及又華桃生る花にて名あり 松大森所の山坂数木

又同寺四五年内にハ無して大師と云ふ天狗かまへて彼寺の札
と云人ハ婚姻を好まれ無して丈祢と云ふ古は世代の前
時もの代わりより帛求るに他の人是を聴之さる所ハ其人ノ
元も福気に出ありて二十帛を求めるを護言（ワカコト）し消に足
を不た十五も不を彼寺に無子れハ其後来るに無と之す

一 伊豫国大宝寺 一国の名所古跡之 坊三ゐる十一面観世音大乃
本尊石是れ何り 此所之上る所に一子ありて階子をも上る精を潔
浴して詣するならハ勿天狗につかまるし 奴と云ふ同氏甚恐る
本之其並往刀に別山権現 白山権現 高祖権現の社あり
弘法大師の開基と云
山ニる木のき岩に紅葉海あまたて松風を添ふ其景色も之人

同国西条郡大滝山霊山一の高山と云 大[illegible]也 此山へ登る時ハ[illegible]を
として行と云 上下出て二里余 [illegible]より二里[illegible]より行ハ其[illegible]
[illegible]を云る[illegible]にて 其山下より十四五丁[illegible]かゝりの路を下て
又其[illegible]上り行ハ又其上[illegible]十五丁余の路を下て坂を
云る[illegible]より[illegible]有り 此路を[illegible]ハ[illegible]の
[illegible]にて[illegible]高[illegible]九百[illegible]人[illegible]の人[illegible]此山の
[illegible]にてハ[illegible]に[illegible]此所[illegible]と[illegible]
[illegible]山上へ[illegible]一人[illegible]寺[illegible]上[illegible]
出て[illegible]人[illegible]上[illegible]山上[illegible]王権現
大小之社[illegible]此山[illegible]下[illegible]
[illegible]二[illegible]と云り

一讃岐国金毘羅権現太刀[illegible]長三尺余 此像も
金毘羅権現の正作也と云 又此[illegible]名物也 [illegible]
庭前を草鞋にて[illegible]より[illegible]の風俗の[illegible]此所の[illegible]
[illegible]にて[illegible]有り 此山下[illegible]別[illegible]と云山之
事也 西門の[illegible]と[illegible]出て以[illegible]
[illegible]て是を[illegible]や[illegible]の山[illegible]
此外古名多しと云り 同国小豆嶋[illegible]
一鰐魚名物也 同国[illegible]八ヶ[illegible]にて（[illegible]）
同国八島観音寺の十一面 弘法大師の作也 [illegible]西山
八嶋寺是也 [illegible]
[illegible]石碑あり 丈五尺二寸 文字[illegible]
[illegible]年中[illegible]此寺の辺より手[illegible]出る

ガラス使用

筆鋪播一 さとし申ス 越後刈羽郡土屋村辺にも

蟹は甲に人面有り平家怨念と云ふ此川にてかくる採しと也名を鬼面蟹
あり此筆を五六十本上ヶ国主尾張城下之植松甚八郎と云ふ
商人の之祖の甲斐に藤蔭一色は庄有り六七百本ばかり植置り
（長四尺より八九尺迄一株の根より三本より六七本立）此竹の名を寿年竹有り四五一の所へ同国へ
栗山名山にて住吉郡安芸今川の住形原甚市郎の納石
同国菊王丸懸けり四頭あり同国志度の浦浜に出しと此又
面向不背の玉を見せしと云ふ此寺清禅光院志度寺哉
并七十六石安寄十一面観音宝物数多有り是又村名の
ところまことに記にも
伊賀国阿倍郡纈村津原此辺の村にてかくと申ス
地より出る墨とれの土を掘出して其儘新として上下見て

---

土と字足塊 左す又四寸位 切て手に挫き どのどれ黒と の墨也

上は六八十貫目之自位百隊下は三四隊にして二隊七八十目
此是は又同く土中より赤く出る土は樫の木を墨れ是を焼と云
田畑の養にしたる又此国より雲母出の傍にさらと云同く枝枝
此辺此所松の大木の義経の枝松と云ふ弁
義経のところのてかけし松をときたるか名を由之とぞ
国民のかうり僧の為にて
一下野国中禅寺は山下に神子石有り加らち女子は容子に似る
半石は半形なり中に番尾見るを
野州一国のを半分と云中禅寺の湖水長サ二里
横一里余此上に湖には湖水のこ数ハ八十八ケ有と云ふ四里
大谷川の上にて此湖水に上野と云ふ男体

秉鈔云華嚴瀧此高さ五十丈有て三ヶ所より落るそと云上るやうれ也山上より見ゆるれ滝なり又云中禅寺の大瀧也と云日ニ落るとし

と上野国赤城権現と此山ニて神軍ありしと此其後此山を
赤城へ二子か勝て今に上州の名所と云中禅寺の温泉に在
の人ハ湯ニ入る時ハ他国の名をかりて入ると云中禅寺権現堂
拝七月七日八日廿日上り赤城山へ向ひ矢を放つと云又赤城山ニ
日光の男躰権現の方へ向ひ矢を放つと云り此男躰権現の山へ
七月七日より外ニ人登る事なし 此七月一日此山ニ上る此山上ニ
於て大山伏ある事を常ニ様ニ止れ路凡手従者二三人参
事も是を申すさ礼其他ハ陸る事なし 同国華厳滝七八
十丈ニ三ヶ所又以下三寸ニ在る和国無双の滝と云此山の根
人参る甚卯葉草品云り 同国那須の殺生石ハ
林康ニ在り此下湯也と云殺生石と云を打割て粘子を

---

又殺生石を打割て實味ゆへ考ふるニ了疑ふし秉鈔云那須ニ湯湧出し在殺生石場出ハ霊見たりし石大小数多どの石とさ殺生石と了知ることハ頭のものハ京傳の説ハ知りて政勝のあたりニハ知明かや無益ニ余れ是不言の全書紀のもの

割て實味ゆへ又是を葬て其を考ふるニさかえすへ石ニ霊有る事也試
考ふるニ石ハ硫黄大黄と云事を此山の温泉湧出る時殺生石の有
場ニ入り湯ニ近く寄ハ禽獣ニ此まで忽死すと云り本殺生石を
打割て持来二ッ三ッ出しても那須ヶ原七里四方ありと云昔ハ世の百
廿里あると村老の語り伝へしと云古の十里ハ今の一里許ニなれハ十訂
と云ふ事也 同国日光山の円照法山ニ遣ねといふ名木有五年
目毎ニ二重四方有と云此松を又ゆへニ十八九十年と云本根の元ハ
岩の下ニ上下ニハえされ此木二三枚ありて出て根さしを造ハ
あり無敵の名木に此山より一里余ニ流るの瀧有り龍流
と云中禅寺温泉へ行道ニ岩有り大閑寿の跡
と云古跡二三所此野ニ四年余ニ在て他ニ有する橋を思

其して峯ニ跡の傍ニ於て打れり又是ゟ山根を足尾ゟ下り

とふ空ニ 兼ねて御ら免の又云ふ 峠ら新ける を鳥の谷にて 所なが為 らてそら ゆすと

膳棚石出る

一甲州大国本羅鳥の村此辺十人家四十軒有り右新不之岸橋の尾

右を河に邊りて不揃に有り此間十二三間計の橋にち丸石

を積しれ不之高サ六間余高免さる事なし二三度成る事

故の事也さう所は同村より拾橋より水出る村中此事とを済く

布市野を保つ茶屋に濃ゟ深又同村に植井有り

村中含物を是を用ゆ基植の保ちより去正の頃此村

諸所より不識に　東照神君御入府にて中野農民に保

す故にかゝり他国へ勤仕せすよりて当村十里四方者等

役所免の所奉りに二十歩の名をく御殿大将出

---

此名氏とふものよし　東照神君御判黒印有り又御朱印持

より拝受の由

雑件さかさまに往古ゟ裏り〻と云ても〈ちゝるおなる月和〻

新古ゟ添恩報の事あし是ハ天正元年冥加のみあるよし此国

布より出川下臣所湯島村此村中沼東河り　東照神君

甘沼泉永に従へ抱かへと云ひれ名主久左衛門へ之の御判

抱一挺より下遣し仍て是之を訓読れ是ハ天正二年二月十日

書之と此所墨付有之又同所當時壹ヶ所の抱女の傷あき

出信て信ニ云存世の時節免許のよし出て私てれより今に残りしと

謂年より八紀ほどの申る拾中に民の戸を云ひれして男女の交

今茂年々ゟ戸街をかぐらしておきまつを囲中へ今も除ハ

ガラス使用

戸を打破り門に入と云ふ是を禁せる事をえれ夫ハ新之童
陽まて八世を見すて祖父命を出するなとといふ所の祝に
信て祝世も出ても女に貼下女出多しある者ハ道田の前に其中
執て原中根にし人のもちと云を禁止せしむ様官出の祝
国居を知て出るるのもまとと云同国在森村小宮神の耳
草出の所乃甲斐別所とも本所甲斐を見るに同じ富士山是ハ古より
駿河の富士とよめ又世説にも駿河の富士とのミ以てかなる
ものなれ共山ハ甲斐別の山なりと云共にくれとせれハ甲斐上吉田也
表口と云国第一の山勅額無ろ其外の高さ四里半又云
駿別村山口より左刀三振書籍三典文を甲斐別郡内乃
所代官陣屋へ年毎に出向せしより是ハ駿河の富士と
いふなりまかせや其初を云れ当所代官祖左刀三振の代りに小
刀三本書籍三典文上納せしむべきよしを命せられ新古所に預る
又駿河大宮の富士山は道法廿五丁余りも甲斐上吉田村大
宮相より山上までの道法三里七十丁十七町有と云古来ハ吉
田口より表口の者多く有しより今ハ須走口も表口多しと
以て信て是を表口と云也享保九辰年六月廿九日共訓より
承て富士へ登る山へ六七合上りける時従夫より大雨雷起
大凪起こり共大宮山社下より降川に山上の方へ降上る大雪降
小雪も少なり二三宿泊まる小屋宿の出し富士は山上の出先に
草鞋大ぬれて上下押合出より居て宿に移せれ
出宿より後の事一天二三寸ゆる下り六月雪降る

ガラス使用

甚あやしきことに思ひて行けるに流石国守にて御相模殿出者
は彼雪水に猶を浸して是を含めは降積る雪とても
掃ひ神いかさま今にて山上より下る夕七つ時にまて中にと見ゆ
とて五畳敷斗りとやらん掘しけるに内より玄武の如くなる其證文
其石に土足形ありて草鞋伏せて金物文字あるやうなり御猶有物乃
高鞍形の形のものを含めて其雪中の陣甚を讀識者
ある夢見しは三年言三度に渡りけり扨夜に水を求む
重きを容器に入れ其中にて飲みけり由葉の一つの水の冷え
を以て是を解る四ツの尚遊ぶる是れ御画成り
事あるを以て記す

一 駿河国富士郡人穴并其穴の深さ三十町斗内は狭きと云へり
登りけりまて流出に依りて中々先へ行すへきとえは云へき事
言申立所もなく言葉のまゝにしむかし新田四郎とやらん
穴に入と云説あれとも当所の者は中々入の行きを極めし
ことなし其穴を人穴村と云は人穴を其村の氏神と
以て其神号をまつれはいかなる形也冨士山より三里余程に
彼人穴村と云所は冨士山の内にて人穴とはいふなり
其村に　東照神君の御参詣御下り有りしたまへる

駿河国冨士郡人穴宿中之事
右田畑之不持不入之由守護不可致在住者也仍如件
天正十年七月十二日　本多作左衛門
人穴　年寄中　白

其節相願候処御持之扇子一本并紙扇子金地極彩其
上ニ富士山絵之常住扇の通り御紋白抜の糸也まさ
御出陣一人御長刀太刀相願候也今ニ其家の名と是
を右相を同村後出井出村同所場一所ニ其節所門弟下
より御の是ハ申別へ所持致し所持候と云同郡河部
郡上田村海野孫多兵衛と申者之寸尺ニ様宿氏姓其先祖
東照神君の御代御幕御人御荒御用被仰付御墨出当
慶長十七子歳御幕御墨付を頂戴仕候同様存ニ地を
一（座光寺相保）玉虫の　御墨　一ト
一　御かちや様御墨　一ト
一（左口寺相保）楊柳　御墨　一ト
一　おほんさま　御墨　一ト

一　御あつ様　御墨　一ト
一　御かち様　御墨　一ト
　以上
一　御亀[illegible]　御墨　一ト
　右合十六被下候
慶長十七子五月四日
　　　　　宗音　書判
　　　　　海野善兵衛　書判
海野孫左衛門
松会六左衛門
　但御新屋様方例ニ直後大之記
大海筆之寸尺ニ其節　東照神君ゟ御出陣ニ付下賜之品を恩知之
白之旗相ゟ御渡り并御国を護るかし拝戴之糸ニ御伝
中加之候其尊像之上田村入口大井川の上ニ社寺ニ納置

指何り長四尺十一寸余二寸水際より十寸計其所より余尺
やし廿浴指を得て所ハ甚危くして覗候ものも大へ廿指ハ
仕係有刀より刎出し中ハ程也廿指を得るにて其中を通
やふきてす言語にも不及夫へ廿指を得る所より直に道の危き
得るをえれ日を過りて道をして翌朝後より来る旅行
一の難所也

一信濃国佐久郡軽井沢宿より北ハ芝野にて其辺に鶉
十四五羽まで又ハ何もて子をそれとへ先年廿六甲府候に
献上にて宿より長沢宿あり同じ小田井宿あり今井原
廿羽より十二月に鶉をとり指得し十七日より廿鶉の巣出年
出る鎮所枕を并ハ来遠くに東西をとしより毎夜大に鶉

馬を染て直しにて石上より同じ村の先に木の
鉄橋ありて長十五間欄干ありハ寺十一間大桓十五間ありて慶
長元年戊子三月作りとより同じ慶長元年名所也甚美
名物也慶長元年陰川寺木曽道中一の名所也
岩川のあたりハ茂を植して慶長の頃と記名あり
新川人所からりに依て廿六寺に指して手道にても十
同じ弓科郡姨捨山善光寺の姉姫其外
木曽の名とせるより二木の所に記して其より姨捨山にをと
抜けるに大和物語にも年毎に大出て人あるにて何にも割る
指有ありし又月の名所にて誌ありて中秋の夜廿六日出て
月をみる人多しとりより田毎に月といふ其所に趣を以て

ガラス使用

古今集ニ有リ
わか心なくさめかねつ更科や　姨捨山にてる月をみて哥
鎌倉右大臣
月見れハ秋寒しけり更科や　姨捨山の峯の松風
此所古谷多しと云へり　名ニ高き　月の名所也
一信濃国田畑之外か沼山と言沼し六七月まて耕
由来有り隣郷之所も相多く八路人を見ハ甚寒き国ニし
稲を植るに実得り此あたりに田ニ稗を作り高畠農
民の食物甚難の稲を抜食とし及又粟木を其上の也とり木を
見て其のけを蕎し食ハ聊此山ニ積富ハ庶も備得
をとるし然ハ月代古汁にかり刻ミ六十の男女田畠之事
て其事の事と足之其の所ニ而處ハ大根ニ出を足とし所
を家ニ立る所と以て甚寒ニ二三十人もまとまる腰の所ニ
持所ニ男女しかし男女の形状和形の容とハ又し高田
勘之其道人を持所ハ名を付年寄をして道すし葉色
あとより其して其家下日ニ而男女の形状足さ来
多し六月廿用中も二三度も降ともニ係て田畑ニ
植るにて之物ハ作ら其しといへり其下古根大参
免難勤有り稲の事なし赤白二面ニて楊枝
木ニ其母ニ細工名物之同所の村其出
川之蔭麓の所也て則山の峯所ハしかし尤とを
美也て沼其上を通路ある古株古何の男薪の所

ガラス使用

十ヶ一も死をまぬかるゝ事なし 其より下まて五六十万も
及ふ所しあり 其下へ大川ありて流の甚しき事限なし
水損甚くして石を流して 其近州迄も六月雪降 同出
大石村其外白川と[illegible]川の流域之 鐵の段と云ふ
事難しき 其後場の様子 六七十万丈も川幅多く[illegible]
其傍の岸の岩より 葛藤と云蔓を一筋向の岸を
川へ下して 六七十万丈の蔓へ十文字の橋を通し 其橋の
口へ人を出て 其橋を乗出させて 渡る陸也て川の
向へ渡す事 危き事也 云語尽し難及其川割
多くの老水色青くとして[illegible]かし[illegible]共難に
あり 其後橋の[illegible]を[illegible]上人川代官とはする[illegible]
上人川へをかゝり 川代官へ川へ往く 川を渡るを乞ひ往かし土川て
難行苦行し危く覚ゆる 川渡り並蔓の中程まで わし扱ひ
言処より水際まて 十万丈許り 石の上橋の向まて 是を経て
底も見えぬ図 忽に[illegible] 筆にも尽しかたき事あり
と云ふ 其夜より越中へ有々 其後を渡れは甚道也 道は
七万丈の蔓之 僅二三丈の人を[illegible] 其後渡る人毎に甚
危くして 難行苦行を致せすと也 [illegible]其橋を[illegible]
危き事をおそれ 底割より未刻を 八九十人上下人皆
是に渡る[illegible]其下まて沖[illegible]其後[illegible]して[illegible]橋[illegible]
[illegible]代其鐵の段を渡り深く[illegible]の陸難の石大石[illegible]
手と云ふとも 常き道の[illegible]見るき 平場と云[illegible]鐵の段

ガラス使用

天狗橋有り長サ廿五間余二十丈余其川ハ深き事はかりしれす

廿里南湯村辺ニ八ヶ所ありて大なる岩を亭も三日合して大

下為渡不申て樹漆と申て人の通ふの村中にまかし人死申候

八十里程山ニ打と云有り同所ニ云ふ山蔵下人家ハ二三百軒（東西十丁南北十丁）

飛騨細面子見間二廿二尺名物あり

一越中国富山より加州の間ハ八里程ニ船橋有廿丈余

七十六艘ニて繋て日本一の船橋也同国立山芦峅寺迄

より立山へ行ニ社僧杖有之堀有之（高四丈四方）廿丈ニ加州

より米百俵ツヽ但弐年ニ壹度ツヽ云米ニ大法橋有

長サ廿丈余ハ橋ニ有之同所ニ大きなる松の名有り十三

尋也かゝと云めり大ホ之淵橋ニ古草有り

法ニは河ニ無之り申しかしまわりも人八十丈程

諏訪人高さ凡岩有之後ニて渡り申候廿丈程の高山

社橋有之大約九丈八丁有也東も十三里程之高き岩

越ニ其の橋有名所ニて橋有之越ニ二十丈程ニ掛ケ

川へ入口有所ニ天竜川と云川ニ長サ橋七八間程

他狗橋有法国より参りての十人の内八九人は死する

伏拝といふ所ニ諸人廿丈ほとニ通て其名有

之や社狗橋を越し川を渡の雲路有て五里程も又

渡るを云ふ橋ありかけ一里半程上ニ立山権現の堂有り

九尺ニ丈五間之（大弥陀中ハ宝冠左ハ不動）廿六丈ほとの東ニ見ゆる山之事

南の方ニ信州へ行山越別ニ鞍山又其の常山の間其八里

興上人大宝元年より元文元年まで千四十余年になると云　此処の
宝蔵に宝物抔ありて山中に一里四方の湖水あり　此辺より
湯泉涌出る　是を立山の地獄と云　千条諸の人を迷し
路を越すに大山中に数ヶ所ありて雑子の路に似て思さか
る所あるらし　此山の名あると云　立山の陰新せらる寫生
十文登りてハ立山へ二度登る寸に甚寒気なりと云へり　四国の
僧も此上へ何茂登りて其人々に二人あり　去ル二月十日分に
十四日に帝此山中に於て今年為に便例の事とて
是に到りしそぎ共に寒暑此山上の寒気深きる一丈四五尺ばかり
水を求めてハ雪を溶かして大きに難儀して水と成す寒気
くして其水冷たし　何を煮ても煮えず　食物ハ糒

---

千歳外国にハ無し　甚陰新の地也　故深意例年弦年に許ハ
一里四方も流るると云
一越後国頸城郡松代村牧野といふ所の地より油涌出
其名を草生水（クサウヅ）と云（即本草の石脳油也）此油をくみとる井を掘て五尺
余掘て陰へ溜りたるを毎年一日に油三升程づつ涌出る
其上にて是を汲取り桶に貯へ置く　其より此油土水を混し
入置ハ則ち水と油と別る　此油を一年の間百五六十石程出ると
云へり　此外草生水出る所ハ（大）荒戸村　磯辺村　水梨村　横尾村
味方村　大村　長岡領三島郡　荒木村にも此油出る
所ありといへり　同国蒲原郡如法寺村庄屋某の地へ
四百余年の家宅にして庭より火出る　此火を以て庭中燈を点し候

二百年二月相老の宅に泊りハご吹石平其所より其方出るを以子
之文暦年中九十二歳の老翁某方を見聞する一ツ天平成竹の
箇をも甚以ヤさしの其丁の開出て土に当り昨夜土に出也ハ未遂の
地より土生る其火いしき筋ハ其筆の箇を見深く成ハ其二而セの
活るそ戸冬に無気女し此の如く其大津へ花火ニ昨夜ハ
水を随ても見とハ当に竹の筋をぬき物を上き丁ニ押当て
昨火を出急火桶の事逸させし火し桶の如く出る竹町
とこも竹は火口也しと云出百年魚の燈籠の出来し
然るに竹竹の箇一切焼かるれし其美灯火を
人山郡石楠メ村条流新田其所大成大出るハ大筆生水
（筆頭石楠メ村とゆるは楠め木村の当[illegible]予も[illegible]新津の里早て[illegible]村第水滴当村此[illegible]）
子[illegible]小出石村[illegible]一之縞布を役

---

壹罍出る如し紙町当之江戸より八縮紙之五ハ三垂出ると山ー九
今も西河を呂之次出る河り其辺鮭出る信濃川出て酒出る
是をこれ大名物之

一陸奥国磐井郡達谷村其所ニ鬼の岩屋あり（表口[illegible]間奥行[illegible]）事
名之桓武天皇延暦年中達谷の岩屋毘沙門堂建立大師云
其堂より田村丸既廉鬼退治しれより其所ニ鬼住と
以上在堂登り口左東西西ハ多つ天と云額あり其也
桓武天皇の勅額ニ而川て田村丸造立せしと云毘沙門堂
其[illegible]八十[illegible]所別当[illegible]西光寺[illegible]
大出丸ニ[illegible]鬼の名悪路王赤頭と云丸其鬼と
云悪路王ハ其[illegible]出て討赤頭ハ伊達郡[illegible]村出て討

ガラス使用

兼助云三代
其外ニ泉ノ
建立と云ハ
一代毎ニ別ニ
光堂の有ニ
入面と云ハ
其ハ三代の棺
其下ニ埋
其外其ノ
基座の内ニ
伽藍領の内
同ハ是宗祖
其外ハ其下
其外伽藍領
のハつり　初より

守泉三郎忠衡と云て氏部と作と云ニ云也ハ藤原清衡
忠衡敷地と云延暦十七年降臨と云是又中尊寺ニ詳也其後の
泉衡仏ニ存せる像ハ是を祀る也同く泉水中尊寺村ニ秀衡建立
堂有り三間四面ハ其跡も今猶ある也其後阿弥陀の金色堂
地蔵六躰と清衡基衡秀衡三代其下ニ門の建立と云
其外坊舎十八軒の中中尊寺宝物ハ其上ニ文ニ職ニ
其下より首級と云年の七四天衡の死骸所の頭よ
て八幡の社と云四社の館の古跡の地の三日其外に
ハ其外の死骸所の人其下ニ秀衡光堂と云ニ有
其外五百丈に其本の堂を上ニ是を云
其西殿の館ニ其四十丈ニ同所ニ云兼助仙台松島山

兼助依全宝物ハつしかハつしかニ館中尊寺ニ八月其所の其くさみ所とり

兼助按
瑞巌寺の
浮ニ

瑞巌寺ハ国主より寺領として二百四十貫文寄附なりと云松島の
寺地也ニ寄附にて無双の名刹也其下より川ニ象牙之高寺ニ
五大堂と云ある不動明王并慈覚大師の作之由其事り
松しまやをしまの磯ゆすりをしおまの神もをかしく溶れしよ
立入てきて云ん此所ハ松島の名所也
同所金華山其西城荒にして塩海の国府なれ六社明神塩竈
彦の尊と云其所ニ郡塩竈明神別当法蓮寺社僧ハ社領
千七百文余貢六月廿八日七月十日松島より塩竈まで仙上
礼ニ其中より日塩竈明神ハ其中
二三郎其中の其所
みちのくのいつくハあれと塩竈の浦こく舟のつなてかなしき

塩竈の町中より行ハ廿町ニ野田玉川有 其中より二流て
川と唱ふるなり野川と古哥有り
夕されハ汐風越てみちのくの野田の玉川ちとり鳴也
末の松山ニ古哥有り
浦辺くぬけてある里ハ八幡の里也 其松山を右ニみれ
沖の井名所也 又南門の石の図を市川村多賀城古跡ニ
其先の辺ニハ礎の所々ニ今残れり 其城の大手
ニ壺の碑を立るといふ 天平宝字六年恵美朝獦乃
造る所也 享保六丑年迄星霜九百八十八年ニ及へり
多賀城より京師及ひ四方の行程并国まての道法を記す
其碑形として今ニ存せり 誠ニ日本無双の旧跡也

諸国より旅客いつ迄も此碑を尋来るより之ニ依て
国主より雨露を凌と旅人の為ニ覆屋を作り（一間四方瓦葺 四方格子あり）此碑
古哥多し 今ハ一二を出して記す
みちのくのつほのいしふみ有ときく いつまてか遠のさかひなるらん
右大将頼朝
陸奥のいはて忍ふハえそしらぬ かきつくしてよ壺の石ふみ
同所十府の浦名所也 此所より菅生て名ある薦を
出ス 十符の由 又子の事ハ此ことゝ云
みちのくの十府のすかこも七府ニハ君を寝させて我三府ニ寝ん
同所宮城野原萩の名所也（東西四百間余 南北二百間余）古哥有り
宮城野のもとあらの小萩露をおもみ風をまつこと君を社まて

（集鈔東越河村之前字なり）

同国名取川名取ノ古事アリ

陸奥ノ地名として前ハ名取川ありき名とりて八ヶ所ニかゝり

同ニ東越村国見山并刈名ニゐて伊達の城戸ニ至ル坂ノ形長サ

三丁幅十間斗と云ニ并刈より奥州一の大河阿武隈川之

[illegible]ニ并造名取村ニ至ル同下総の国名取ニ大久保と云ル

（集鈔按ニ石永日村八石安田村の実按ルニ同ニと云ル大隈無松と云下[illegible]て分廣瀬石と云[illegible]何[illegible]とけ[illegible]）

より四五丁先ニ有ル[illegible]の[illegible]掛ル大サ同直りより上ニ之

二万余枝[illegible]（東西十三間南北六間）之赤松之同国名取川村[illegible]

奉ル石ニ瀧川と云ル名所之天[illegible]保二三[illegible]

村[illegible]と云ル[illegible]社[illegible]古[illegible]ありしを坂[illegible]して[illegible]大サ

形を[illegible]按ルニ凡四寸下葉二寸六枝葉[illegible]幅二寸[illegible]

[illegible]と云所[illegible]并刈[illegible]八百余保十六丑年之[illegible]葉を一枝[illegible]

（集鈔按ニ千丁石八宮城郡之内[illegible]沖の石[illegible]近辺ニ[illegible]）

八ヶ所ニ至ル[illegible]鐵ハ見[illegible]葉而子ノ字ハ葉之形ニ[illegible]

古事アリ

陸奥[illegible]千門の石と我[illegible]八前ハいまハ中ヤ探せん（なきこ）

右ハ古[illegible]の[illegible]ニ[illegible]同国出羽宮ニ有福ヲ政信忠信の像ニ

[illegible]と云ル館の古城跡ニ同宮[illegible]頼中[illegible]

[illegible]ニ古[illegible]館ノ玉と云ニ而古墳[illegible]と[illegible]同く

佐藤[illegible]ニ古蔵世九の跡と云ル[illegible]

継信瑞理[illegible]山医王寺[illegible]の墓石[illegible]

忠信足[illegible]の墓[illegible]寺[illegible]陣[illegible]年[illegible]以[illegible]

ニ[illegible]宝物品ヲ所之

文治九八月八日

真慎院殿鉄山勝信大禅定門

貞明云文政二卯年大君御国依命ニ巡ル序医王寺ニ至リ得タルハ[illegible]文卜遊アリ恐ラクハ傳写誤モ有へし其文左ノコトし

文治五庚戌年八月八日

了山性院殿、、、、、

ガラス使用

光明院殿玉花昌蓮大禅定尼
吉祥院殿八逞次信大禅定門
清花院殿劔　忠信大禅定門
文治二丙午年□月十二日

建久七丙辰年十二月廿八日
光明院　玉花ゝ
元暦元甲辰年三月廿八日
吉祥院殿八逞次信ゝ
文治二丙午年十二月十二日
清光院殿劔勝忠信ゝ
劔字乗りしも負明ト同しケしハ
本文ハ傳写ノ誤疑ヘカラス

乗物挿し
二段作り今ハ
宝物ハ同ニアリ
政勝の四郎
宗保ハ此も
本名のまゝく
其子伐けり
と云事又
其子か家の
鞍流とも云し
か古代の宝を

甚七衛門の先祖ハ次信忠信の名代竹と云て竹の事ハ年々
其竹より生し作意轉子の墓石の傍ニ諸竿の竹立甚平ニ
二段作りあり古き墓石多し勝信の家ハ鞍流の宝集の前ニ
陸もの飯坂村と云ふ百姓名主と云もの是を守れかの
花善乃ハ祖父作兵衛作為庄司ハ家柄惣て相國を
これ佐ゝしに祐善と花善乃ハ祖父へ譲りよし信て甚兵衛の
宗家のみ物代十一ヶ善乃ハ祖母の名いぬと云しより太乃

政勝公より
賜れし事ハ
文治以来の事と
見え候の事の
出し茶屋の
当時其家
鞍の作者れ
慶長年中の
と見えし切者
かえ其事
ゟ又ハ多分無

又山井某名
と話れとそハ
文書より二ゟ
余年程ヶ年と云
以ゟ得り
天行其所ハ
諸所有之れ
當川法所あり

鞍流も事ハ見えずりの識ニ古代の器と見申候同所ニ福原坂
金里ゟ号城下甚兵衛より政治善宿西寄新政三郎所持也
出る同所ニ三金の宿甚兵衛ニ所持の井ニ古墓あり
あさる山新よ天申由の井の傍さくハ人を於と子の多く見
同所諸院宿甚五兵衛子供の荒あり小牧ニ南甚十の誰より
甚荒院ニ云又其れとそハいく年甚やい人子孫ありけ南先方ヶ国ニ
弘玉を同所福島信州村ニ至ゟ白河の関と子四路と関山院
宗家り白川の家下古墓り多し
信濃ハハ其柳生黄ゃんりニ白川の二本ハ出でぬると
當川法所の人ニ間えや白川の里ゟ近かや花いしゆ初みて
故を以て見もとなと出かるし　秋風そ吹白川の関　能因

ガラス使用

同国会津領飯豊山四里程登り山中に拾五ヶ所有り八月
に至りて其湖を経堤として壹丈余まで
一 出羽国飽海郡庄内領上郷大村地内村清水村其外所々山より
清水出る此水変して塩の流れ出る如く有り此道下り右出る
又（家数不見と云）信の部不知根と云同山の頂山目に見四方に出山と杯
村より山上まで道法二里余又四里程登りて十ヶ年前
其に家と云り鐵に出揮立て山の如く出享
保六丑年御用にて帝御国へ下り閏七月朔日此山へ登る
手刻山の二宅に至る数十丈の風雨其日の山頂有る石を砕
風雨を搏起動揺四方に様に見る叢を従て[illegible]
に荷水は淒の如く此山中に方一里計の湖水又山の左右突
出まて大きと云凡其嘉の如く陸続深山の中出て危難に
遭ふる鐡に千死一生を得たり帝其[illegible]此等出合て
侍に候云の一人[illegible]一人東出来見て其有り
に清[illegible]出人の形して腰帯をとき出候其の上を
出候しと見見て後共鮮人[illegible]
[illegible]

人足ハ未た戦場を遁れす本の道え出て廿山へ登りける所の人数万人
許も有りしに皆殺しにけり　人当千の勇士痛手負人多し　命
死をは命も有り　然るに千百連ても逃れ　八九人の者共逃延
無傷難く逃れしに今に存在する　其時此辺上下悉く見る　是偏に　御運の
四郎を以て大小の郎従も帰依せしめ給ひて天下
開き給ひし伊勢参宮の輩寺日行に詣てて六尺伊勢音頭にて順礼
信越村と云所より此山上へ人ちに白樺杉の枝を翳
大七木の頃杉の抑列合掌して其所にありて初て
側傍を尋ね来りて此山の神木信越村と云ふ所に至りて
直に登りて山に掛る其懐中の和三郎開基桑仙丁にて
とう御饌とも云ひしむる　然しも和集一年の経為納に

も岩菅山と云山岩角出ありて皆石灰也　是故に外無草
一面に岩ありて其上に草木もなし　其下に新に掛（岩菅を云ふ）
弘治の比より七八十年以来此山岩菅白八尺も倚れと云ふ者あり
縁の山に上りし此石は昔より一面の布石の如し大凡此出る
草木や樹も無し　かくて（さしと云）然れとも松の如くなる所と
山にも甚だ多し　其上に（廣八寸）余にて登る事をする事なり
前後三四町も日和を見て漸く山へ登りける所有　後に登
峙れ佛体に詣て被頼去るに　其の同所峠は名所も
名所ともあり和泉の浦にも此所より海辺迄も附き入事
森山と云所より大概五町一里計もあらん（さしと云）人事古書
多し　此山より一二三百年をとる事ありけり

ガラス使用

寺中ハ[illegible]でも流れつききさ[illegible]の所[illegible]是を秘[illegible]所而て
きまらす事[illegible]我舟所[illegible]流れハ[illegible]也や[illegible]の事まて[illegible]まて[illegible]の様
同出羽山の梺[illegible]志津村ニ旅宿し夫ゟ湯殿山ニ[illegible]六十
里越と云二十一里之難所を越て出羽[illegible]ゟ[illegible]を
経て今[illegible]三千[illegible]の[illegible]を難所ニ至る是ゟ先の[illegible]
人ニかゝ[illegible]て[illegible]の[illegible]ニ[illegible]の[illegible]
是を云（人数一[illegible]）[illegible]一人ニ[illegible]の[illegible]を
[illegible]ニ[illegible]の[illegible]ニ[illegible]を[illegible]
[illegible]ニ[illegible]の[illegible]是を[illegible]を防[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]一[illegible]人[illegible]口[illegible]
湯殿山[illegible]の[illegible]道[illegible]町[illegible]も[illegible]て[illegible]

---

[illegible]坊ト[illegible]御前ニ[illegible]無量諸の地獄[illegible]を
湯殿山[illegible]を[illegible]の[illegible]ニ地の[illegible]て[illegible]
[illegible]人[illegible]の[illegible]る世ニ[illegible]夫[illegible]云是を[illegible]ニ
三[illegible]の[illegible]ニ一ツ[illegible]門ニ（阿弥陀一躰ニて長三尺也）外ニ一[illegible]の是を[illegible]
[illegible]左右[illegible]一[illegible]の子[illegible]の[illegible]人
[illegible]是を[illegible]（[illegible]）[illegible]ニ[illegible]
[illegible]て是ゟ[illegible]（一尋十町[illegible]）[illegible]人と云とも
[illegible]多く[illegible]て[illegible]を[illegible]る天山を[illegible]
[illegible]道ゟ口湯殿月山[illegible]羽黒山[illegible]の[illegible]
[illegible]大[illegible]ニ[illegible]の[illegible]相[illegible]
三所権現ニ羽黒山[illegible]書[illegible]ニ[illegible]山[illegible]

三峰山社鏡大日如来ニ而世ニ大タキと云いふ如キ也二七申東を知
ル羽黒ノ　東照神君の御宮有り御社領千五百石
門別当右願寺（社家十二ケ寺有り　皆東叡山の末寺也）三ツ五十川名所ニし其外多し
三ツ立川流れて廻し　縮子女の登れハ下する岸の青柳
羽黒奥羽両国之道用十両を国中他出より八九十二文ニ
して是を市と云　三羽別当中方へ打けし米穀等出来する　一年
ニ壱十万両あり　白畑萬座大守にて西代焼大八小り
田地八毛不生ニ付伝て地を休させと云て空田と成る文
此等のことを葉等の事とやちころうと云

一常陸国鹿島大明神　神職の社より周宣し　二千石寄附
三ケ山（東西八九丁　南北十四五丁）鹿多し　民家の大のよし　社領弐千石

（[illegible]）
宝物ニ常陸帯と云ものありと云　要石と云ニ鹿嶋ニあり　外よりも有
国中出物之内十四五歳以下の小女ニ是を葬日新云々
京世ニ神軍の場之と云　同来無川并西津東津の云有り

一尾張国津島大社牛頭天皇日本悪疫神の寄と云　六月七日より
同十四日迄祭の出る群集を為す　社地近国ニ並なき大祭
あり　十四日夜此社より松明のもの出て三万二千此社へ今
ありし以下して此ゆより大の森の庭御出と云十四日夜ハ
社の辺家毎ニ燈を灯し十一月より何で夜中宮て物
云それ此る往古よりの風俗何ニ段替なると云り

一丹後国大江山の麓ニ華化一村の上ニ捨ケ所と云し此大江山
ハ其ノ千丈ケ滝と云有り云事　山中ニ千丈ケ二重ニ成る滝之千丈

ヶ原ニ兎の池と云ハ其高サ四尺廻ニ三尺斗其原の中ニ佛性寺村
と云人家有り池ニ二所にしとうせき川ともいふと云魚有り其形
山椒魚ニ似たりと云又池の廻り千百四十尺程其辺ニ杉の林有と
云其辺より犬伏山の山上まて一里余其上芝原ニ而より
十丁程行ハ兎ケ嶽と云処有り嶽ニ昔ハ兎も住りて
云其嶽の上ニ而四丈石垣有亢乱せしめ一寺其穴の辺へ
迯こもり入口ニ定り其ハ石崩れて行へき方も無かりしとき
と云へ兎ケ嶽の名何れも寒中頭の形より起りけれとも定事
同国由良村山荘大夫か古蹟今ニ残る其松の大サ一丈四尺余り
有と其名と上り又安寿姫姉弟山荘大夫屋敷跡有り
又對王丸か菩提所ハ中の岑村と云佛頭山の林麓ニ

安寿姫の古墓有之是世ニ鏡其錆甘とよしと云も高サ尺ほと
ある処の傍ニ有是を記す
一下総国小見川内田某殿内ニ而寒中鍛の様ニ二ケ所ある也
花ハ八重一花ハひとへあり
一近江国奥の郡の農人往古より今ニ至る迄都子と以て年々の土を倒に
十一月廿日ニ　挿花を上ると云田倒ニ土ハ形る植也や大宮の洞の辺
菊とも云ふ其の上より出る頭有り
一伊豆国天城山上下三里程ノ内水あまり甚しく捲て深山ニ而山桃と云
中より村枝より落其ノ所ニ而血を流ス庚申の日に茶を煎て
其の花を落ちて其升二九月下旬頃ニ及ヒ又其辺より椎茸を
作り出し其作り様温泉出る処へ椎の木を切薦をかけ五七月

社も近ハ菌出るとし一説ニ椎の木を伐りかけ置て其の浮木と
なりき近ハ椎茸出るよし 純別終花山中にて拾ひ得しと云又
大仁村ニ水晶石出る山有り 其石六角ニて是則真の白石
英なり

一遠江国某処より浅間安部郡の名を借て茶多く出る安倍茶と
いふて世に交易せしと云ども多くハ遠州の茶を安倍茶と名を
かりて出せる又浅間寺別に在る遠江の形ハ駿河の茶別志別
名羽江戸まて上り江戸人ハ浅間寺を格安と称れハ寺別駿州
八王就川右井川冨士川安倍川大井より名物之流ハ安倍茶も
皆流あひて係て志別名称ハ宝永まて江戸人也と
とせり

---

一諸国深山ニ木地挽と云物有り 大月後播磨之是乃
業渡世するもの多し 其頭の女男ともに里すみへ出る
村から出るより男ハ鍋撰ニ社男たちに走りのいけり
交合をせずといへとも男女共互ニ其事を他の人ニ
知らせかくれたる是を諸国ハ山権といへて手足を痛
めら其家を捜るもの有れハ病みて人々死し依て其山を出て
の者男女ハ無用にかうしも深山にのぼりて濃平の如く
社交をせずして男に対より女の対へ向きて其衣を一筋
出ハ又女の対よりも男の方へ着きて其衣を一筋互ニ
是をかハし交合を約せしもの也 互にとれ候て
なき業ハ常に社の衣を男女共に結びて以て四動の

ガラス使用

風俗及国訓なとのこと多き中にも情懇のやさしきを
識れ其理一にして飲食男女ハ人の大欲存すると言ふ宜
なるかな

右諸国巡行ハ初享保の中より宝暦三癸酉年
まて同職に勤仕すること三十四年余り漸世乃
為なき御書より出しことされハ農民樵夫と
こと有るよし思ひより鬼神も果し守護し給ふ
忠や小臣ことさき盈勝の出来ことも年頃なく
依て之を奉るとき

右ハ享保五庚子の歳より初て採薬御命を蒙り
諸州を巡行する事始て延享迄其の草木品
をおよひ経歴せし山海諸所のこるまても委しく
書集して是れと小室原右別巻より合せて九巻
とれし諸州採薬記と名付て其かきこと後人に伝え
巻数是れなれハ路しるべき事大切を伝え来るとを
ゆかりより為ひお帰りして奉るなり

植村政勝謹録

諸州採薬記一巻ハ御薬園の預り植村左平次
さい川てうか

ガラス使用

238
577
1

有徳院様御代に鈞命を奉て我国の名山大川を
訪ひめくりしるすを記せし龍形り風土記の料
ともせりしなきものなりし

宝暦九卯年

右採薬記ハ秉助幼年にありけるよしより廿九葉西域の
人とも書きし由也こゝろへし年

238
合 289
1

ガラス使用

帝國圖書館藏

ガラス使用